

## 論文

## 島根史学会会報

第 59 号 | 2021. 7. 31

論文

『鉄山の村』の生業と社会  
—山村としての出雲国朝原村—

斎藤 一：一頁

資料紹介  
松江市正源寺所蔵の版本「御文」について—  
出雲地方の中世末・近世初頭における淨土真宗の動向を絡めて—

鳥谷 芳雄：一七頁

池橋達雄先生追悼特集

三一頁

「鉄山の村」の生業と社会  
—山村としての出雲国朝原村—斎  
藤

—

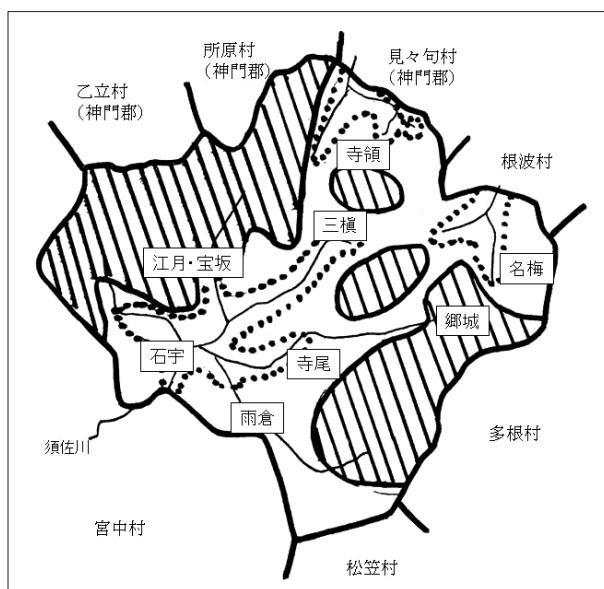
## &lt;はじめに&gt;

本稿は近世出雲国飯石郡朝原村における生業と村の存在形態を分析するものである。その第一の目的は、出雲における鑄製鉄の歴史を語る時に、研究史上、「鉄師に従属する村」というイメージが強かつたことの妥当性を検証することである。第二の目的は近年盛んに行われるようになつた山村史、特に「農業のみに頼らず、多様な生業を営んだ」といわれる山村像<sup>(1)</sup>に照らして、出雲の「鉄山の村」はどうに位置づけられるかを探ることにある。

特に第一の点について言及しておきたいのは、この「鉄師に

従属する村」というイメージは戦前の二人の研究者によつて形作られたと言つて過言でないことである。一人は小野武夫で、出雲の鉄師が中世以来の土豪で、近世以前より広大な土地を保有し、それを「株下作」（株小作とも呼ばれる）に出して、多くの小作人を「郎党」のように隸属させているとして<sup>(2)</sup>、この内容は、自治体史などにも転載されている<sup>(3)</sup>。もう一人は、原伝で、享保二年（一七二六）の藩の「鉄方法式」を挙げて、農民が木炭の販売に大きな制約を受けたことで「鉄師の利益を優先し、農民の利益を無視した」と断じた<sup>(4)</sup>。この見方は今でも有力であるが、筆者は前稿で、一九世紀における鉄方法式

の実効性に疑問を投げかけた<sup>(5)</sup>。これらの戦前の研究の影響は今でも根強いものがある一方、出雲山間部の「村」の実態に焦点をあてた実証的研究は、その後はほぼ皆無である状態で今日に至つていることも踏まえておきたい。



(図1) 朝原村地図（斜線部は鉄山、明治22年公図をもとに推定）

さて、朝原村は、出雲国松江藩領の山間部にある飯石郡の西北端の神門郡に隣接した位置にある。図1はその地理的概観を示しており、須佐川へ合流するいくつかの水流沿いに主な集落は形成されていて、村の中心は川の合流する石宇である。分水嶺の反対側に名梅、寺領の両集落が存在し、山中の郷城に、時

として田部家の鑪・鍛冶屋が建てられ、田地も水流沿いの谷間に（点線で囲まれた部分）形成されていた。一方、斜線部は鉄山として鉄師田部家が支配した部分で、そこと点線の間に後述する腰林と礫山が存在した。

天保期（一八四〇年頃）の概況は次のとおりである<sup>(6)</sup>。

石高 三八六石四斗八升九合

人数 三三四人（男一六一人、女一六三人）

高持（名請人）の家数 六一軒

無田の家数

四一軒

一戸あたりの平均石高三・六石は同じ松江藩領平野部の神門郡の約半分である。

朝原村と鉄師田部家の争論については、前稿<sup>(7)</sup>で記したが、簡単にまとめるに以下のとおりで、その根源は、元禄期の鉄山売渡（後述）にある。

・第一次争論－天保一二年（一八四二）～弘化三年（一八四六）田部家は村で焼いた炭を田部家のみへ販売すべきことを求めて提訴。いつたん田部家有利の形での内済が成立するものの、村民が村役人を飛び越えて越訴し、内済は実質無効になる。最後は藩役人が出鄉して裁定し、村側有利の形で終結した。

・第二次争論－安政三年（一八五六）～文久元年（一八六一）礫山での山畑や油木植え込みの差し止めを求めて田部家が提訴。藩は明確な指示を出さぬまま、田部家が譲歩し、村側の言い分を認めて終結した。

なお、「鉄山」とは鑪製鉄に必要な炭を焼くための立木を探る山であり、「腰林」とは村民個人（一部は複数名共同）所持

の林で元禄の売渡証文では除かれている。一方、「壇山」は証文上規定されておらず、鉄山の中の草肥採取の場所が変移したものかと思われる。この「壇」(コヤシ)は出雲地方独特の字で、草肥を意味する。

本稿で史料として主に用いているのは、「松江藩郡奉行所文書」(島根県立図書館蔵)と争論当時の朝原村(現出雲市佐田町朝原)庄屋であつた勝部家に伝わつて来た文書である。

(寛文期の田部家当主名は五左衛門)は発見できない。  
この時期には朝原村への田部家の進出はまだなかつた。

## 2、元禄期の鉄山売り渡し

後の争論の元となつた、鉄山売り渡しは、元禄七年(一六九四)に行われた。その証文は次のものである。

【史料1】松江藩郡奉行所文書 179—109

### 売渡申鉄山之事

#### 一①飯石郡朝原村鉄山無残

東境 根波村境ひへ田ノかみ古けふ祢ち限杉ノ段ひふたり谷

土取場そ祢限石仏たわら花立迄多根境花立ノ上

大そ祢かきり雨堤ノ上大たんそ祢かきり

南境  
(略)

西境  
(略)

北境  
(略)

#### 代銀貰七百目也

右者朝原村鉄山無残子正月ひ卯年迄四拾年季壳渡、代札丁

銀貰七百匁慥ニ請取、御公儀様御未進ニ指上申所実正二  
御座候、然上者鑪ニ而茂鍛治屋ニ而茂御勝手次第二可被成  
候、若年数之内何方江御壳被成候共異儀申間布候、四十年  
過卯極月右之山此証文共ニ此方江取戻し申約束ニ相究申候  
事

一②山畑之儀谷はしノ立木無之所ニ而可仕候、立木山ニ而山  
畠仕間布事

帳には、田部家らしき名前  
となつた寛文一〇年の検地  
帳には、田部家らしき名前

一(3) 腰林除申候、柴草薪草刈山其外地下用木之儀者鐵山之内二而茂可仕候、木炭少二而茂他所持參壳申間敷事

一(4) 同村御米鑪御吹被成候年々御納米三百表足子無之御遣可被成候、残納米ハ表二付壱升宛之足子二而御遣可被成候、右

納米之内二而村中用米除可申候、尤米之儀鑪元へ津出し仕懸ヶ通し仕相渡し可申候、朝原村ニ米無之候ハ、余村ろ何程成共御請取可有候、鑪不成年者朝原村御納米何方へ成共

勝手次第地下ろ払可申事

一(5) 朝原村米払切不申内壱表二而も他村ろ米御遣不被成筈二御座候

一(6) 鑪二而茂鍛治屋二而も并ニ親方小屋迄地下ろ打立相渡可申候、扶持方壱人二付壱升宛可被下候、併仕事不出情成者二

者御見合ニ飯米御渡可被成候

一(7) 鑪床之儀本烟ニ而御座候ハ、御年貢上納可被成、こゑ之儀

ハ山子共しやゑんこへ取、残者其地主へ可被遣候、炭之儀村之内ろ焼出し可申候、其時之直段相究御取可被成候、若

村ろ炭燒出候事不足ニ候ハ、山子他村ろ御入可被成候

一(8) 朝原村粉鉄少ニ而茂外へ壳申間布、其方鑪へ入用無御座候ハバ外江壳可申候、直段之儀者時々直段ニ而御買可被成候

右之通朝原村鉄山無残壳渡申所紛無御座候、為後日村中頭百姓迄判形仕候所、仍而如件

元禄七年戌八月 朝原村百姓 四拾九人

(九名略)

同村庄屋 德右衛門

綿屋 庄右衛門殿

一条目では鐵山の範囲を決め（隣村との境まで含めているので、村山の大部分である）、鐵師綿屋（田部）庄右衛門へ四〇年季、銀二貫七〇〇匁で売り渡し、「御公儀未進」に充てるとされている。二条目では、鐵山内の山畑（焼畑）は谷端の立木のない場所で行うこととされている。逆に言えば山中での山畑は村民に認められているということで、これが後の第二次争論の原因となる。三条目では「腰林」（村民個人持ちの林）は除き、「柴草・薪・草・用木」は鐵山の内でも採取可能であること、木炭は他所へ持参して売らないことがうたわれているが、これも後の第一次争論の火種となつた。次の四条目では、「鑪吹き」のある年は田部家に対し、米を毎年「納米」三〇〇俵を「足子」なしで渡し、残り納米は一俵につき足子一升で渡すこと、朝原村の中に米がないときは他村から受け取つても構わないことが書かれているが、五条目では必ず朝原村の米を優先して使うことが約束されている。この納米は藩への年貢米に振り替えられるため、村にとつては、米を遠く神門郡の海辺の納所まで運ぶ手間が減るというメリットがあるものであった<sup>(10)</sup>。その見返りに「足子」を加えたのであろう。ただし、これについても後述するように議論となる。六条目は村民が鐵師のために働いた場合の扶持米が決められており、これも鐵師が村で稼業することのメリットであつた。七条目では山子の「こゑ」（人糞か）の取り扱いとともに、炭を村が焼いた場合には、その時々で値段を決めて田部家が買うことを定めている。八条目では朝原村の粉鉄は鑪方で不要の場合を除き、外へ売らず、買入れ値段はその時の相場で行われるとしている。

全体として見ると、この約定は単なる山の売渡し契約ではなく、村が鑪の稼働に伴う種々の用益を得ることを含んだ「企業誘致」的側面を有していたのであつた。

四年後の元禄二年（一六九八）、村は代銀一貫目を受け取つて永代売渡しに切り替えられる。

### 3、田部家による鑪操業の実態

しかし、田部家による鑪の操業はすぐには始まらなかつた。

なぜなら、出雲の鉄師は炭を焼くための鉄山に近いところに鑪を構え、木を伐り尽くすと鑪を他へ移し、立木が生育すると戻つて来るという稼業形態を有していて、朝原村の鉄山は、他の村での立木を伐り尽くして初めて必要となるものだつたからである。田部家が朝原村の鉄山を使って近世期に鑪や鍛冶屋が稼働したのは以下の通りで、近世を通じて稼働したのは合計四八年間に過ぎない（11）。

- ① 石堂鑪 享保二年（一七一七）～同一年（一七二六）  
(一〇年間)
- ② 名梅鑪 延享元年（一七四四）～寛延三年（一七五〇）  
(七年間)
- ③ 郷城鑪 安永六年（一七七七）～寛政二年（一七九〇）  
(一四年間)
- ④ 郷城鑪 天保一〇年（一八三九）～安政三年（一八五六）  
(一七年間)

このほか、郷城鍛冶屋は天保一三年（一八四二）～弘化二年（一八四五）、文久二年（一八六二）～明治一七年（一八八四）、以上

江月谷鍛冶屋は安政二年（一八五五）～元治元年（一八六四）に稼働しているが、鍛冶屋の規模は鑪に比べはるかに小さく、村のメリットは少ない。

初めて鑪が稼働したのは、鉄山売り渡しから二三年後、さらに②と③の間には二七年、③と④の間には四九年の鑪中絶期があつた。即ち、証文が結ばれた際の「企業誘致」的な願望は必ずしも順調に実現されなかつたということを意味している。

### 4、炭の「他所売り」の開始

後の第一次争論において、朝原村村民が腰林で焼いた炭を「他所売り」していたことを正当化する文書（史料3）において、腰林の炭については宝暦年中に小炭釜を作ることが認められ、さらに明和年中まで五回許されたとし、さらに寛政年中に大炭焼も認められて、他所売りをしていたと書かれている。次に示すのは宝暦八年（一七五八）の願書とその承認の文書である。

**【史料2】** 「松江藩郡奉行所文書」 179-15

奉願炭釜之事

小炭釜壱口

但當寅辰迄三年

右者飯石郡朝原村之内地領百姓腰林近年猪鹿多難儀仕候、田畠野うて二茂相成申候間、小炭二焼、近辺小鍛冶屋江壳払度奉願候、御運上銀包丁銀拾匁宛三ヶ年之間小物成結御上納可仕候、願之通被仰付被下候様ニ宣敷被仰上可被下候、

宝暦八年

寅十月廿九日

朝原村

年寄萩右衛門

同 浅右衛門

庄屋八左衛門

下郡吉助殿

与頭重次郎殿

右之通願出申候間取次差上候願之通被為仰付可被下候、

以上

寅十一月十日

与頭重次郎  
下郡吉助

栗田菜右衛門様

前書小炭釜可為願之通旨二候間、包丁銀拾匁充当寅ち小物成ニ結ひ上納可有申付候、以上

寅十一月十八日

栗田菜右衛門

下郡吉助殿

与頭十次郎殿

ここでは猪鹿が多いことを理由に、小炭を焼き、近所の小鍛治屋へ売るごとに運上銀一〇匁の上納を下郡・与頭（郡役人）経由で、藩に願い出て承認されている。

## 5、小括

朝原村が鉄山売り渡しで得た対価は、永代分を含め計銀三貫七〇〇匁である。当時の米一石の価格は銀六〇匁程度だったようだが<sup>(12)</sup>、それで換算すると米六〇石分ということになり、朝原村の石高の二割にも届かない。また、翌元禄八年（一六九五）の近隣の松笠村から落合市郎右衛門への三五年季の鉄山売

り渡しが代銀六貫目であった<sup>(13)</sup>のに比べても安すぎるようになる。見える。

同村は、田畠の「高」は平野部の半分であるという現実の中、元禄期には田部家に林野（立木）を安値で永代売りせざるを得なかつたほどに貧しかつたと言えるだろう。鉄山の売り渡しは、鑪の操業による付帶的なメリット（炭・粉鉄の販売、納入米、駄賃稼ぎ）も期待した「企業誘致」的なものでもあつたが、思惑通りには、田部家の村内での稼業は行われず、村民は独自に炭を売るなどの生業の拡大を図つていつたと考えられる。

## (二) 近世後期の朝原村における生業

## 1、村内構造

## 近世後期の朝原村

の検地帳は発見できていないが、万延元年（一八六〇）、第二次争論の費用を分担した史料<sup>(14)</sup>があり、「高割については一〇石につき、一貫二四九文宛負担する」とされていたので、この史料の負担額から人別の石高を

(表2) 朝原村の村落構成(万延元年、1860)

階層	1人当り持石	人数	%	石高	%
A	20~40石	2	1.8	60.873	17.0
B	15~20石	2	1.8	33.155	9.2
C	10~15石	4	3.5	50.232	14.0
D	5~10石	16	14.0	114.780	32.0
E	3~5石	15	13.2	60.064	16.8
F	1~3石	16	14.0	32.474	9.1
G	1石未満	22	19.3	6.966	1.9
(高持合計)		77	67.5	358.544	100.0
H	無高	22	19.3		
合 計		99	100.0	358.544	100.0

ある。

前章で示した寛文元年の表1では高持の人数は五〇名だったのが、表2では七七名に増えている一方、上位階層（A、B）の人数と持高が減り、中下位の人数と持高が増えている。表1は検地帳からの数字のため、無高層の人数はでていないが、「はじめに」で示した「松江藩郡奉行所文書」に見える天保期の報告では、高持六一名、無高四一名であり、総人数は表2とほぼ同じである。天保期の「無高」の家二〇戸程度が、その後零細ながら高持になつていった可能性が考えられる。寛文一〇年に比べると、耕地の細分化と平準化が進み、高持が増えていったといえる。

この表2の元になつた史料には田部家は出て来ないが、これは田部家等の入作者が争論費用を負担していないためと考える（15）。実際に、表2の合計は表1のそれより、五〇石程度少なくなつていて。一方、田部家の腰林・壇山の所持状況からすると朝原村の一〇%程度の田畠を田部家が所持していたのではないかと推定され、田部家持高は三〇～四〇石程度と考えられる。

## 2、腰林・壇山の所持と利用

朝原村には個人所持の腰林が存在し、それは元禄証文の中で、売り渡しの対象から「除く」と明記されている。一方、一般の村々のように農民が草肥を採取する共同の入会山は存在せず、元禄証文では「鉄山から採取できる」とされた。しかし、近世後期には、「壇山」と呼ばれる領域が多く形成さ

れ、それが第二次争論の原因となつた。腰林も壇山も年とともに増加していくことが表3のように記録されている。

特に弘化三年（一八四六）

の数字は、第一次争論内済時に境改めが行われた際のものである。その際の改帳を分析すると、腰林箇所数は一五〇ヶ所で五八人により所持されており、壇山箇所数は一二八ヶ所で四七人に所持されている。ただし、腰林のうち二三

ヶ所（一五・三%）が共同所持（「相持ち」）で、残り一二七ヶ所が単独所持である。壇山の場合は、四八ヶ所（三九%）が共同、七二ヶ所が単独所持である。

この壇山の共同所持には三パターンがある。

A、「記名の「相持ち」

B、「入相」で「惣代」なし

C、「入相」で「惣代」が存在

二四ヶ所  
二〇ヶ所  
二ヶ所

（表3）腰林・壇山箇所数の変化

	腰林	壇山
安永4年（1774）	89	11
天保14年（1843）	118	不明
弘化2年（1845）	127	37
弘化3年（1846）	150	118

（出典：「松江藩郡奉行所文書」  
文書番号179-3、111、116、118、121）

高と壇山所持箇所数の相関係数は〇・三三一と弱い。これは、両者の成り立ちに關係していると推定される。腰林の場合は元禄証文にも明記されており、古くから存在していた場所が多く、古手の高持が所持しているケースが多かつたのであろう。一方、壇山は鉄山で草を採つてある中で鉄山を侵食して形成されていつたと推定されるが、その中で、いわば強い利用努力を行つた者が場所を確保していくため、必ずしも高い多い者に偏つていいと考えられる。

### 3、炭焼

前章で記した通り、炭焼は当初は田部家を相手として期待したものであつたが、鑪の稼働しない時期が多かつたことから、近所の小鍛治屋へ売ることを始めた。第一次争論の中では、田部家が元禄証文を盾に「他所売り」の停止を訴えたが、村の「腰林持」は以下のように主張している。

#### 【史料3】「松江藩郡奉行所文書」179-2

御歎申上御事

一 飯石郡朝原村郷城与申所へ四年以前田部長右衛門殿より鑪鍛治屋打立被致、右二付人別所持之腰林焼炭をも鑪前へ焼入他所出し急度相止候様同人より被差留候処、腰林之分ハ除メ鉄山不殘元録年中二壳渡証文通りニ御座候、左候ハ、除く腰林之内ニ而焼出候炭者勝手ニ壳捌可相成筋与奉存候、尤買券証文前木炭他所出し致間敷与書加へ御座候ても、是ハ鉄山之内柴草薪草刈其外地下用木等ニ至迄村方より鉄山之内ニ而可致議定數々之儀ニ付、万一鉄山之内炭木少しお而茂

他所出し可致も難斗場ヲ以、他所出し不相成与申候証ハ鉄山殿り合之文言と奉存候、腰林者除申候与御座候得ハ鉄山与ハ意味合違之訳ニ而、持主勝手之腰林と奉存候、其上炭直段ハ其時々ニ直段相究鑪所へ買取候被呉候証文前文面ニ御座候処、四年以前亥年郡方御取扱ニ而炭拾貰目代錢百六十文過二も可相成哉之所、近年他所出炭直段五百七百文与成行不都合之趣ニ付、他所出し被差留候段甚迷惑至極ニ奉存候、既ニ腰林炭之儀ハ八拾九年已前宝暦年中ニも小炭釜拵方御免ニ被仰付、其後明和年中ニも兩度御免ニ被成下始末、五度御許容之内下郡又右衛門殿同兵九郎殿同長右衛門殿御各前式通都合四度之下郡御役各前ニ御座候処、是ハ皆當時之長右衛門殿先祖と承申候、（以下略）

寅十一月

腰林持惣代

式拾五人頭 八郎右衛門殿

（六名略）

庄屋 八郎右衛門殿

年寄 長太郎殿  
忠助殿

即ち、「他所出ししない」という文言はあくまで、「鉄山殿（しまり）合」（使用規則）の文言であり、腰林については「除く」となつていて、持主の勝手のはずであること、鑪向けの炭の値段は一〇貫目あたり一六〇文とされているが、他所では五〇〇～七〇〇文になること、さらに宝暦年中より許可を得てやつてあることで、その際の下郡（郡役人）は田部長右衛門の先祖であることが語られ、他所売りが止められて困ると主張をし

てはいる。なお、この「他所」については、田部側の文書<sup>(16)</sup>から、神門郡今市などの町場であることがわかる。即ち、当初の小鍛冶屋に留まらず、販路は拡大していたのである。

腰林所持者は五八名で、2で記した通り、高持の中核的村民であり、彼らが炭焼を行っていた。元禄証文の時点では、村側も炭を田部家の製鉄用に売る 것을期待していたが、その後町場での需要拡大があつて販路が拡大し、もはや田部家を期待しない生業となつていったのである。さらに、炭は松江藩域では「売り手市場」となつていた<sup>(17)</sup>ことも、村民の生産意欲に寄与していたはずである。

#### 4、油木

第二次争論中の万延元年（一八六〇）、鉄山と礪山の調査が行われ、「朝原村御鉄山之内二而苅山并油木改帳<sup>(18)</sup>」「朝原村礪山見分留帳<sup>(19)</sup>」という史料が残されている。それを見ると、鉄山の内では一〇ヶ所に油木が植えられ（面積・本数不明）、礪山の内では六五ヶ所で面積二〇町一反、総数三三一〇〇本と記録されている。2で記述した通り、油木は礪山で広く植えられ、全階層の村民によつて担われていた。

油木に類似したものとして、松江藩領では櫨が植えられ、その実は蠟燭や伽羅油の原料で特産品として大坂などへ移出されていた。一方、油木（油桐）は、その実から作つた桐油を灯油や害虫駆除に用いたが、領内消費が主であつた。櫨については、藩の木実方役所が厳しく管理し、実を買い上げていたが、油木の場合は、他国出しは禁止されていたが、領内の油屋に自由に

売却可能であつたようであり、神門郡鷺浦など領内各地で生産されていた<sup>(20)</sup>。朝原村の木数は鷺浦に比べて少ないが、争論での村民のこだわりから言つても、重要な生業であつたことは確かである。なお朝原村に櫨は全く登場しない。厳しい管理が嫌われていたのかも知れない。

#### 5、山畑（焼畑）

出雲における焼畑についての先行研究はほとんどなく<sup>(21)</sup>、その広がりは不明なところが多い。朝原村の万延元年の改帳における山畑の記載は次のとおりである。

・鉄山内二〇ヶ所、二町三反、粟八ヶ所、蕎麦八ヶ所、小豆三ヶ所、牛蒡二ヶ所

・礪山内で粟畑八八ヶ所、蕎麦畑四六ヶ所、その他小豆、大豆、里いもなどを作り、総面積は一三町三反。

朝原村の田は二二町七反、畑は八町歩<sup>(22)</sup>であつたので、田畑の半分程度の山畑が作られていたことになる。

山畑は、鉄師にとつては立木を脅かす存在として嫌われていたが、農民にとつて重要であつたことは近隣の他の村でも同様であり、鉄山売渡証文に次のような例が見える。

・飯石郡入間村……山畑は「谷のはし」のみ可<sup>(23)</sup>。

・同 松笠村……「田畑から三、四〇間」のみ可<sup>(24)</sup>。

・同 反部村……「帳面にある山畑」のみ可<sup>(25)</sup>。

争論文書での言及としては、仁多郡大呂村の事例<sup>(26)</sup>があり、「山畑之儀ハ凶年之節前々ら苅來リニ御座候」と記されている。なお、朝原村の山畑は一戸あたりに直すと一・六反程度で、

他の焼畑地域に比べると規模は小さい。例えば、飛驒国白川郷の事例では、一戸あたり焼畑面積は八・二反、甲斐国巨摩郡湯島村の事例では、一戸あたり焼畑面積九・二反となつてゐる<sup>(27)</sup>。一定の田畠がある中での副業的焼畑と言える。

## 6、田部家への納米

田部家との間では、元禄証文（史料1）の四条目の約定により、鑪稼働中は朝原村が米を納めるという関係もあつた。田部家は藩から年貢米を鑪・鍛冶屋の労働者の為に買い取る約定をしており、朝原村としては年貢米を村内で田部家に引き取つてもらうことは年貢米運送の手間が省けるというメリットがあつたのである<sup>(28)</sup>。

これについて、第二次争論の最中の安政五年（一八五八）六月、庄屋茂市と年寄善三郎は村内の江月谷にある田部家鍛冶屋支配人万右衛門に直談判に行き、以下のような申し入れを行う<sup>(29)</sup>。

・鑪は今年で停止となつたが、鍛冶屋は稼働しており、鉄山を使うということでは同様であり、しかし用米が少なくなるのは承知しているので、今までの半減で一五〇俵は「足子」なしで、一五〇俵は一俵につき一升の「足子」（一俵五斗とすると二%増）で納めさせてもらいたい。

## （三）庄屋と村民

### 1、庄屋の家

争論時の庄屋を出した家は村内二位の高持（二六石六斗）で、あるとともに、田部家の中作として朝原村内の田部家所持田畠を管理して小作を従える立場にあつた。「門屋」という屋号で、これに対し、庄屋茂市は「これで人別を説得して欲しいというこ

とはわかつた」といいつつ、返事を保留する。その後も田部側との交渉は行われたが、結局翌安政六年四月、この条件で落着する。朝原村としては田部家の鑪が停止したことのマイナスの影響を受けた一件である。なお、鉄山売買証文の中で鉄師への米供給に言及されている事例は、朝原村の他に入間村、松笠村などに見える。

## 7、小括

近世後期になつて、村は炭焼をはじめとする様々な生業を開発していく。それは田部家に依拠せずに村を「豊か」にする道であつたが、その背景には町場の消費水準の向上があつた。例えば、炭は近世初期的一般民衆にとつては贅沢品で薪が主であつたが、煙を出さず長持ちするということから、近世後期には庶民も使うようになつていつたのである。油や山畠の作物も同様で、総じて「山の資源の商品化」が進んでいつたと言える。しかし、それは、腰林・壌山という鉄山と競合する林野の拡大につながり、田部家との対立を招くものであつた。そうした意味で、二度の争論は必然的なものであつたと言えよう。

安永四年（一七七五）に村内で分家した。そういう意味では、

出雲で多く存在する中世土豪の系譜を引く旧家ではない。二代

の八郎右衛門は田部家との第一次争論の時の庄屋である。

善市はその子で第二次争論の時の庄屋である。善市は若名を

茂一郎と言い、その後庄屋就任時に茂市と変えたが、家茂の将

軍就任のため、名前を憚り善市に再改名している。この善市

代に明治を迎えた。なお、八郎右衛門が庄屋役を担つてゐる時、

家業は息子に任せ、逆に息子が庄屋等に着くと、家業は八郎右

衛門が担つてゐることが見える。

## 2、庄屋の任命と転任

八郎右衛門は第一次争論を収めたことについて郡役人の推薦で藩から称美されている<sup>(30)</sup>が、そこに彼の経歴が書かれている。また、朝原勝部家文書には庄屋役の任命・転任の命令書が残されており<sup>(31)</sup>、それらを合わせると二人の履歴は次の通りとなる。なお、宮中村は隣村、乙多田村・須所村は多根村を挟んだ近村である。

### ・八郎右衛門

寛政九年（一七九七）

年寄（朝原村と思われる）  
(一七年間)

文化一一年（一八一四）

宮中村庄屋（四年間）

文政元年（一八一八）

朝原村庄屋（一年間）

文政一一年（一八二八）

病気のため退任

文政一二年（一八二九）

宮中村庄屋（一〇年間）

天保九年（一八三八）

朝原村庄屋（一〇年間）

【天保二二年～弘化3年（一八四六）

田部家との第一次争論】

・善市（茂一郎、茂市）

弘化四年（一八四七）

宮中村庄屋（五年間カ）

嘉永四年（一八五一）

乙多田村庄屋

嘉永四年（一八五一）

朝原村庄屋（一五年間）

【安政三年（一八五六）～文久元年（一八六一）

田部家との第二次争論】

安政六年（一八五九）

将軍名を憚り、茂市から善市に改名

慶應元年（一八六五）

朝原村庄屋退役

明治元年（一八六八）

須所村庄屋（四年間）

明治三年（一八七〇）

宮中村庄屋

八郎右衛門は自村・他村合わせて三四年間、善市は少なくとも二四年間、ほぼ途切れることなく庄屋役を務めている。また第一次争論時に八郎右衛門が庄屋役をやつていた時は同家の当主としては茂一郎（＝善市）が現われ、第二次争論で善市が庄屋役をしている時は八郎右衛門が同家の当主として現われており、家業と庄屋役儀が分離されている様子が窺える。また、庄屋役の専門職業化ということも言えるのではないかと考える。二人が他村庄屋をやつてゐる間、誰が朝原村庄屋を担つていたかの文書は発見できていないが、この家が朝原村庄屋役を独占していたとは言えない。庄屋役は郡奉行の任命という形式をとつてゐるが、実際には郡役人が選任してゐたようである。

### 3、庄屋と村民の軋轢と協調

天保一四年（一八四三）に始まつた第一次争論の当初、庄屋など村役人と、村民は内済をめぐつて対立し、村民多数による郡奉行への越訴が行われた。その内容は、前稿<sup>(32)</sup>に記したが、

庄屋八郎右衛門は二人の年寄とともに、田部家との関係（中作として小作人の現地管理をしていた）を批判される事態となつた。この一件の際、郡家に呼び出されて最後まで抵抗した村民として、藩の往来者改が八人を名指ししている<sup>(33)</sup>が、彼らが庄屋八郎右衛門批判の中心であつたことは想像がつく。彼らの名前を弘化三年（一八四六）の腰林・嶩山改帳と照合すると、

このうち六名が所持している腰林・嶩山の箇所数が判明した  
（単独＝単独所持、共同＝共同所持）。

市郎兵衛	腰林单独4・共同1、嶩山入会惣代1
祐助	腰林单独4・共同1、嶩山单独1・共同1・ 入会惣代1

善六	腰林单独5・共同4、嶩山单独4・共同2
善四郎	腰林单独1、嶩山单独1
市左衛門	腰林单独2、嶩山单独1・共同1
藤兵衛	腰林单独2、嶩山单独2

この実態からは、村役人との対立の中心は村内の上層部であつたことがわかる。

これに学んだのか、安政三年（一八五六）に始まつた第二次争論では、庄屋等の村役人は当初より、村内の合意をとりつけて事を進める配慮をする。この過程についても、やはり前稿に記したが、続けて行われた三回の寄合と連印の過程では、その

人数が、四八人、六九人、約一〇〇名と増えていることが重要である。つまり、第二次争論では、「嶩山」という全村民が関わる場所が争論となつたため、村全体での意思一致が希求されたのであつた。

村内には、半数の中核的高持層、下位高持層、無高層の三段階が存在し、村としての意思決定において、どこまでが参加するかは可変であつたが、重要なことほど全体の総意が希求され、争論の費用も全体で分担されていたのである。

### 4、小括

朝原村の村役人は郡役人によつて推挙され、藩の郡奉行により任命され、他村にも異動することがあるという点では、村の代表というよりも、藩権力の下僚的色彩が強い職業的庄屋のように見える。そして、藩からは、「称美」を受けるなど、「上」から評価された村役人であつた。

しかし、それは村民に対して強権が發揮できるという性格のものではなく、第一次争論では、中核村民の反発に直面し、第二次争論では村内合意を注意深く進めなければならぬといふ、「板ばさみ」の状態にも置かれざるを得ない役割であつた。また、庄屋家が持つていた田部家との特殊な関係については、村政運営上は邪魔であつたようにも見える。総じて、争論の過程で現れた朝原村の社会秩序は、階層は存在するものの、村民の総意を無視できない、ある意味で「民主的」なものであつたと言える。

## 〈おわりに〉

ここで、庄屋の日誌<sup>(34)</sup>から近世後期の村の内情を見てみたい。

天保七年（一八三六）の冷害で、村民からは乞食をして凌ぐ者も出た。翌八年には、難渋者多く非人や乞食人大層入り込み、「死ス者有り、村内之者も大分死ス」とあり、ようやく秋になつて収穫もあり、「一統安心いたし候」と書かれている。天保大飢饉の一環と考えられる<sup>(35)</sup>。

嘉永六年（一八五三）一一月、雪なので猪狩をし、鉄炮打は村内の定兵衛や広瀬領穴見村政市など四人が行い、猪親三四、子四匹を捕つた。

安政二年（一八五五）、鼠が大発生したため、大宮（須佐神社）で四か村合同の祈祷を行つたら効果があり、朝原村分として、錢二貫強を納めた。

安政四年、宮本家（鉄師田儀桜井家）息女が田部家に七〇人の行列で輿入れし、酒壺斗などの進物を行つた。

同年、鑪が村内から松笠村に打ち替えられ、人夫五〇人を出し、田部家より錢三〇貫を受け取る。

同年、庄屋は二人の村民と金毘羅参りに出かけた。

安政七年、村民一九人で杵築大社に行つた後、日御崎に行く舟で七人が水死する事件があつた。行つたのは無高の者から一八石持までで、三人の下男・下女が同行していて、彼らは近隣他村出身であつた。

同年、須佐神社の遷宮があり、朝原村は錢一八貫一四二文を寄進した。

文久元年（一八六一）、第二次争論が終了し、「（田部の）

御主人へは極内々書面を差上げる」「錢千五百貫文無利十五ヶ賦にして返上、利錢備置凶年節難渋者へ勞り遣す事」「村方人別へは春酒三駄当日に送り参り、一統頂戴歛ぶ」と記載がある。

文久三年（一八六三）、郷蔵の建て替えを行い、五〇七貫八九四文を要したが、そのうち二〇〇貫文を田部家からの「惠錢」（争論後受取）で賄い、あとは百姓の面割と高割で賄つたとされている。

こうした記事からは、少なくとも近世後期において、上層の百姓は人を雇うレベルであり、出雲国内や他国へ旅をする程度の余裕もあつたこと、時には飢饉や災害もあつたが、領主に「お救い」を求めたようなことは記載されておらず、概ね一定の余裕もあつた「平穏な村」という印象を受ける。田部家は一方で争論を行いつつも、少なくとも庄屋家としては儀礼などの社会関係は保つていたことが窺える。

本稿では、争論時の史料を中心に、朝原村の実態を見てきた。鉄山として田部家に売り渡したあとに、毛上の重層的所持の構造故に、「養山」が個別所持から入会のものまで生成されたことに、朝原村独特の特徴があるが、「鉄山」を売り渡しても、村山への農民の権利が保たれたことは重要であり、そこに農民は様々な生業を開発していくった。

その上で「はじめに」で記した課題に戻ると、第一の鉄師との関係については、朝原村に関する限り、庄屋が田部家との個人的関係を持つていたり、田部家が一割程度の小作地を持つ

ていたことは事実であるものの、村全体が「株小作」のような一方的な支配関係のもとで、田部家に隸属していたというようなことはないと言つて良いだろう。小野武夫の描いた姿は、近年の「社会的権力」<sup>(36)</sup>論に照らせば、鉄師が圧倒的な政治力・経済力に基づき、地域のヘゲモニーを握っていたということになるが、朝原村を見る限り、その種の政治的影響力は見えない。村役人も村民に対して一方的な支配をしたような状況ではなく、「民主的」ともいえるような合意形成過程を取りながら事を進めていかねばならなかつた。前稿<sup>(37)</sup>で述べた通り、藩は争論裁定にあたつて、必ずしも田部家寄りではなかつたし、郡役人などの「中間支配機構」も村方寄りで、田部家との対峙も辞さなかつた。もちろん、朝原村は、田部家の本拠の吉田町からは比較的離れているという事情を考える必要はあるだろうが、少なくとも、田部家が飯石郡全体に大きなヘゲモニーを奮つていたというようには言えないでのある。小野武夫が「株小作」に象徴させて、近世段階での「強い鉄師」を描いたのは、近代において、藩がいなくなつたことと、鉄山の所有権を法的に保証されたことで、鉄師家の存在感が高まり、貴族院議員にも任せられるような状況になつたことに引きずられたものではないかとの感も受ける。「株小作」の広がりの検証を含めたさらなる史料の発掘で、鉄山地域全体の姿を描く必要があるだろう。

第二の「山村論」との関係であるが、一つは、関東の山村の事例にみられる「家抱」制（親方・下人関係）的な階級構造は発見できず、百姓の独立性は高いことが言える。上位の者は近村からの下男・下女を雇用していたという事実もあり、彼らは

雇用による手作経営を行つていたようである。また、朝原村では、近年の山村論で言われているのと同様に、多様な生業を開発して、平野部の半分程度である米生産量の不足を補つていたことが見える。ただし、田部家への納米の実態からは依然として「米」が基軸の生産物であつたという事実も確認できる。その点で、近年の山村論で「農民」と呼ぶことの疑義が出されているのは聊か行き過ぎであるようにも見える。また、朝原村の事例は、山村の経済環境が時代とともに変化し、特に町場の消費動向に影響されていたことも語つていている。

本稿では、出雲山間部の一つの村を取り上げたが、山村の多样性を前提にすれば、これで全てが語れるのでないことは当然である。さらに地域の史料を探る必要があるが、残念ながら当地域の村方文書については、ほとんど調査が進んでない（そもそも自治体に文献史料調査の専任担当者がいない）という現状があることを付言したい。

## 【註】

- (1) 白水智『知られざる日本—山村の語る歴史世界』(日本放送出版協会、二〇〇五)。
- (2) 小野武夫「出雲名族の研究」(『農業経済研究』、四一一、一九二八)。そこにおいて、田部家などの鉄山師が土地の外に山林、原野、家屋、農具、家具、肥料、家畜等を貸している実態を示している。
- (3) 『掛合町史』(一九八四)など。
- (4) 原伝「松江藩の製鉄業と農業との関係」(『松江藩經濟史の研究』、日本評論社、一九三四)。
- (5) 「近世林野所有再考—出雲鉄山の諸事例を題材に—」(『日本史研究』六八一、二〇一九)。
- (6) 『松江藩郡奉行所文書』179—73。
- (7) 注5参照。
- (8) 『中国五県租税資料』(広島大学所蔵)。
- (9) 道重哲男「近世出雲国の村落構造」(『道重哲男退官記念論集』、島大教育学部社会科教育研究室、一九九四)。同氏の規定では、出雲の多くの村は、平野部・山間部でも地主の力の強いB型、C型に分類され、A型は少ない。
- (10) 飯石郡の年貢米は大原郡東日登村の新市川方まで各村が運び、そこから神門郡荒木村の川方役所までは専任の水主が舟で運んだが、各村はその経費として雑用米を出さねばならなかつた(『大社町史 第二巻』二〇〇八)。
- (11) 『松江藩郡奉行所文書』179—129および角田徳幸『たたら吹製鉄の成立と展開』(清文堂、二〇一四)より。
- (12) 『国史大辞典』「米価」の項より。
- (13) 『日本林制史資料—松江藩』(農林省、一九三二)元禄八年条。
- (14) 「朝原勝部家文書」2—5—2。
- (15) 弘化三年(一八四六)の腰林・壌山改帳では、田部家のほかに、近村から五名の入作者が確認できる。
- (16) 『松江藩郡奉行所文書』179—80。
- (17) 山崎一郎「鉄方法式と藩・鉄師・百姓—炭の他国売と鑪増設」(『鉄師絲原家の研究と文書目録』横田町教育委員会二〇〇五)には、寛政期(一七九〇頃)に「腰林蔭切炭」について農民の他国売りが緩和され、その後鉄師の要請により再度禁止されるという過程が記されていて、炭が伯耆など他国にも売られていたため、高値を招いていたことが書かれている。
- (18) 『松江藩郡奉行所文書』203—31。
- (19) 『松江藩郡奉行所文書』203—32。
- (20) 神門郡鷺浦では油木の本数に応じて、杵築大社へ運上がなされた。寛政元年(一七八九)で、一一五三四本が記録されている。(多久田友秀「松江藩政下の櫨・油木生産と村落社会」、島根近世史勉強会資料、二〇一三)。
- (21) 白石昭臣『畑作の民俗』(雄山閣出版、一九八八)には飯石郡、大原郡、簸川郡などでの近現代での民俗調査が述べられているが、概略に留まる。
- (22) 『寛政四年飯石郡万差出帳』(『旧島根県史資料筆写編』)。
- (23) 『日本林制史資料—松江藩』(前掲)天保一年条。

- (24) 『日本林制史資料—松江藩』(前掲) 元禄八年条。
- (25) 「松江藩郡奉行所文書」245—16。
- (26) 『横田町誌』(一九六八)。
- (27) 他地域の焼畑面積は、溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』、名古屋大学出版会、二〇〇二) を参照。
- (28) 注10参照。
- (29) 「朝原勝部家文書」2—3—3—1。
- (30) 「松江藩郡奉行所文書」179—58。
- (31) 「朝原勝部家文書」1—3—2。
- (32) 注5参照。
- (33) 「松江藩郡奉行所文書」179—88。
- (34) 「朝原勝部家文書」3—1 「歳々諸変鑑」。
- (35) 出雲国内では、天保七年の記事として、「前代未聞の大凶作で杵築六か村で難渋の者が夥しく出て、施粥が始まる」(『新修島根県史 通史編一』)とあり、鳥取藩領でも四二万石のうち六割が「損亡」とされ、拝借米などの「お救い」がされたことが記されている(『鳥取県史四 近世社会経済』)。
- (36) 久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力—権威とヘゲモニー』(山川出版社、一九九六)。
- (37) 注5参照。

## 資料紹介

# 松江市正源寺所蔵の版本「御文」について —出雲地方の中世末・近世初頭における浄土真宗の動向を絡めて—

鳥谷芳雄

## はじめに

昭和一六年（一九四二）刊行の『松江市誌』に、文明年間の記のある版本「御文」が、市内正源寺に伝わるとある（以下、これを本「御文」とする）<sup>(1)</sup>。しかし、具体的にこれがどのようなもので、どんな歴史的性格を帯びたものなのか、その後触れられないままになつていたのではなかろうか。そうした中、

昨年現ご住職砂慶哉氏のご理解とご協力を得て、本「御文」を拝見する機会を得た。ここに調査の概要を報告するとともに、伝来の経緯や特徴について述べてみたい。そのうえで、若干ではあるが、本「御文」の歴史的性格について、出雲地方における中世末から近世初頭にかけての浄土真宗の動向や、当地の支配権力尼子氏との関係を絡めるなどして検討してみようと思う。

はじまりは蓮如の子である第九世実如（一四五八～一五二五）のときで、門末に広く下付されるようになり、法義の振興に資せられたとされる。そして、第一〇世証如（一五一六～五四）の時に開版され、これにより一段と普及することとなつた。それは漢字に片仮名を交えた文章で、全ての漢字にふりがなが付けられ、語句と語句との間隔を空けて句読点の代わりとするなど、読みやすくするための工夫がなされたものであつた。

開版はその後、第一一世顕如（一五四三～九二）、東本願寺派（大谷派）第一二世教如（一五五八～一六一四）、同一三世

宣如（一六〇四～五八）、西本願寺派第一三世良如（一六一二～六二）と続く。特徴的なのは、開版の都度、巻末に門主（宗主）の名と花押が摺写された点である。

## 一、御文と版本御文

本「御文」の概要を述べる前に、最初にいわゆる御文なり版本御文について簡単に述べておく<sup>(2)</sup>。

いうまでもなく御文は、本願寺第八世蓮如（一四一五～九九）

なお、五帖御文には五冊本揃いのものと、そこから何通かの御文を抜粋して編纂した一冊本（単帖本）の、二種類あることで知られる。後述するように、本「御文」は後者に該当するとみられる。

## 二、正源寺と本「御文」の伝来経緯

次に、本「御文」を所蔵する正源寺についてである。

同寺は市内豊町にあつて、山号を砂松山といい、浄土真宗東本願寺派（大谷派）に属している。寺史についてみると、享保二年（一七一七）に成った『雲陽誌』では、「東本願寺の末派なり、往古此辺を経塚とて砂山なりしを、祐念といふ僧初て寺を建立し開山となる、本尊阿弥陀」とある（意宇郡正源寺の条）（3）。これが冒頭の『松江市誌』では、成立の経緯が寺伝を踏まえて少し詳しく見える。すなわち、当寺はもと能義郡富田（現安来市広瀬町）にあつて、法喜山円照寺と称した。現在地に移つたのは、慶長四年（一五九九）とされ、元和三年（一六一七）にいまの砂松山正源寺に改称したとある（4）。

このように、当寺はもと出雲東部の富田の地にあつたことが知られて注意されるが、この点はあとでまた問題にするとして、続いて本「御文」の伝來の経緯についてである。

大正五年（一九一六）、先代潜龍氏によつて認められたものに「内仏安置御絵像ノ事」と題する資料がある。これは当寺に安置された絵像の「方便法身尊像」の裏書きについて考証したものである。これによると、当画像は破損して不鮮明ながらも「方便法身□□ 本□□証如（花押）」の裏書きがあり、証如か

ら開基が賜つたものとされ、経緯として「当寺開基が大坂ニテ證如上人ニ仕ヘヨリ、御文五通トコノ尊像トヲ上人ヨリ賜リ當國ニ下向センモノナラン」と記される（5）。

このように、本「御文」は開基が絵像とともに証如から直接賜つたものと伝わる。当地への到来年代を知るうえで、後述する特徴とともに十分参考にすべきと考える。

## 三、本「御文」の概要と特徴

さて、本「御文」の概要である。縦二七・二cm、横三二・〇cmで、厚さが二cmほどになる袋綴の版本である。表紙は紺紙で、雷文地に多重弁からなる菊花文が入る。料紙は雲母引きで光沢があり、基本半丁に七行ずつ、漢字片仮名混じりで記されている。紙数は本文と最後の証如の花押があるところまで五〇丁あり、これに表紙・裏表紙分を含めると全部で五二丁からなる。内容は一六通の御文で構成されている。これを年代別にみると、文明年間が一〇通（別表1の番号1～8、14、15。以下同じである）、明応年間が四通あり（10～13）、うちもつとも古いのは文明三年（一四七二）一二月一八日（2）、逆にもつとも新しいのは明応七年（一四九八）初夏中旬第一日である（12）。また、無年紀のものが二通あるが（9・16）、うち「八十三歳」（9）とあるのは、明応六年時点の御文である。

ただし、必ずしも年代順にはなつておらず、はじめの方では文明三年（2）が同六年（1）のあとになつたりする。また、後半は途中に明応六・七年のものを挟みながら、最後ではもう一度文明のものがきて、それも同五年（15）が同一七年（14）

のあとにまわるという並びである。

本「御文」に収められた一六通をみると、いわゆる五帖御文のうちの第一帖にあるものが二通（2・15）、第二帖にあるものが一通（1）、第五帖にあるものが一通（16）あつて、それ以外の一通（3～14）は第四帖にある御文である。これが全体の四分の三を占めていることにおいて、本「御文」は第四帖に近いといつてよいが、次に説明するようにこの構成とも一致しない。

五帖御文の第四帖は一五通からなるもので（四ノ一～一五という）、それも年代順に整理されている（6）。これとの比較では、まず本「御文」は四ノ七～九・一五の四通が抜けているのが分かる。その上で四ノ八にあたる文明一七年一一月廿三日の記のものは（14）、ここでは一二通のうちの最後に位置していって、その点でも不規則である。

また、両本の最終にみられる証如（花押）の署名について比較すると、僅かだが線の太さや運筆に差が認められる。單なる摩耗によつて生じるようなものではなく、版木そのものの違いをうかがわせる。つまり、同じ証如のときにまとめられたもの（証如版）であつても、異なる版木で作成されたことを意味しよう（7）。

ともあれ、本「御文」には末尾に証如の在判があり、次代の顯如在判のものに下らないことは明らかである。先の伝承やこのような内容および特徴から推して、一六世紀の半ばごろに製作された証如証判の版本であつて、それも単帖本にあたるとして問題ないであろう。

#### 四、『雲陽誌』にみる出雲地方の浄土真宗寺院

このように、本「御文」は年代順に編集された五帖形式のものとは明らかに様相を異にするものであり、それとは別系統にある版本と考えられる。その意味で、先述した单帖本とみてよいものである（8）。

なお、本「御文」を成す一六通は、無作為に選ばれたもので

はなく、これはこれでなにかの編集意図が働いた結果を示していると思われる。ただそれが具体的に何かとなるといま筆者には理解力がなく、今後の課題としておきたい。

また本「御文」にあつては、特に識語を伴わない。しかし、裏表紙側（五二丁裏）の下方に小さく細字で「知順」の墨書が認められて注意を要する。特定はできないものの、東本願寺派の吉川知順の名である可能性が高いのではないかろうか。

知順は明治二七年（一八九四）に成った『貞宗御和讃 仮名・

章附』の編著者として知られる（9）。これに間違いないとすれば、東本願寺派では以前から当寺には古い年代の御文があると知られていて、知順はそれを確かめようと当寺を訪れたのではないか、つまり来寺の証しとしてこのところに小さく認めたようと思われる。

本「御文」が一六世紀半ば辺りのものと知られたうえで、これからは当地に伝来することの歴史的な意味合いを、出雲地方における中世末から近世初頭にかけた浄土真宗の動きから、そして年代的によりリンクする戦国期における尼子氏との関係で考えてみようと思う。

最初は、当該期における浄土真宗寺院の形成状況についてである。出雲地方における当宗派の寺院史は、平成九年（一九九七）に刊行された『山陰真宗史』が参考になる<sup>(10)</sup>。ここでは出雲・石見地方の教団形成史が記され、特に小稿との関係でいえば、開基伝承を世紀別、郡別で表した統計表が示されていて注目される。これによると、出雲地方では一三世紀から一六世纪の間に開基伝承をもつ寺院が四一あり、うち約半分に相当する二二が一六世纪代のものとされる。この点を踏まえた上でとみられるが、同書では一六世纪代になると当宗派寺院の一般的な成立が読み取れるかとする。

ここではこの指摘を受けつつ、次の史料を検討してみたい。江戸時代の当地方の代表的地誌、享保二年（一七一七）に成った『雲陽誌』である。同書には当宗派寺院が全部で一一二みえる（別表2）<sup>(11)</sup>。これらの中には開基年代を伝えるものが全体の三〇%強あり、これからも『山陰真宗史』が指摘するところと近い傾向がうかがえよう。

伝承年代の古い順にみると、永正年間二（別表中の番号8・92。以下も同じである）、大永年間一（72）、永禄年間一（32）、天正年間四（3・5・18・85）、文禄年間一（97・103）、慶長年間八（15・26・36・69・73・79・95・101）、元和年間一（1）、寛永年間六（12・17・23・25・28・71）、正保年間三（4・66・67）、慶安年間二（2・24）、寛文年間一（68・91）、貞享年間二（29・90）となる。

こうしてみると、多くはおよそ一六世紀から一七世紀後半の間にあつて、とりわけ一六〇〇年前後の慶長年間（一五九六）

一六一五）の成立を伝える。また慶長年間を区切りに前後をみたとき、その比率はおよそ九・八であり、これからすると慶長以前に遡るものも少くないことが分かる。つまり、当地における当宗派寺院は、慶長年間に多く形成したとみられるとともに、それ以前からもあつて、成立を室町後期に遡つて考えることができよう。

また、『雲陽誌』の記事をみると、開基年代とも関わって次の点も注目してよいかと思われる。それは開基伝承を在地の武士ないしはそれを出自とする層に関連づけて説いている点である。すなわち、西宗寺（5）・西善寺（27）・善徳寺（38）は多賀氏を、善徳寺（22）は三沢氏を、宗専寺（33）は和多田氏をあげる例である。これらは年代を具体に示してはいないものの、慶長以前の成立をうかがわせるとともに、あわせてこの時期、浄土真宗に帰依する者に武士層が少なくなかったことを推測させる。

ここでは『山陰真宗史』を参考にしつつ、『雲陽誌』の記事に注目することで、慶長年間を前後する時期の、出雲地方における浄土真宗寺院の様相を問題にした。もちろん『雲陽誌』は一八世紀前半の成立であつて、開基伝承を伝えるものでしかなく、そのため他の史料などとともに、より詳細を確かめる必要がある<sup>(12)</sup>。しかし、その点に留意しつつも、この時期における当地の寺院形成史の一端（傾向）が少しは読み取れたのではなかろうか。そこで、次はもう少し年代を遡り、本「御文」が当地に到来したころの一六世紀半ばにおける動向を問題にしてみたい。

### 三、「天文日記」等にみる当地における淨土真宗の動向

一六世紀前半から半ばにかけた時期、当地で霸權を握つていた最大の政治権力は、いうまでもなく尼子氏である。この尼子氏と淨土真宗本願寺との関係がうかがえる史料に「天文日記」があることは周知のとおりである。

「天文日記」は「証如日記」や「光教日記」ともいい、第一〇世証如（光教は諱）が二一歳の天文五年（一五三六）正月から、同二三年（一五五四）八月、三九歳で亡くなる一〇日前までの、一九年間にわたる日記である（ただし、途中天文一四・一九年を欠く）。本日記には本願寺の行事や、末寺・門弟との往来、宮廷や公家・大名・町衆等との交渉が具体的に記されていて、石山本願寺の勢力拡大や当時の世相がうかがえることから、室町後期の根本史料として貴重視される（13）。

この中における尼子氏関係の記事は、平成一五年（二〇〇三）刊行の広瀬町教育委員会編『出雲尼子史料集』に抽出・網羅された（14）。初出は天文五年一二月五日の条であり、尼子氏と本願寺証如とはこのころより関係をもつたと捉えられている。確かにこのあとすぐに続く同月一七日の条は、証如が尼子経久と好みを通じ、初めて音信を為すとされる記事である（15）。その後、同六〇九年、二〇〇二年にかけて時々みえ、天文二二年正月九日の記事まで、この間およそ四〇点を数える（16）。

そうした中にあって、すでに注目されているものに、次の天文二一年（一五五二）九月二十五日の条がある（17）。

○從尼子民部少輔私へ、以書状安芸国可致手遣之間、彼國ニ

此方門徒多之由候条、於尼子入国可令馳走之趣、可加下知之由、申来候、△從若狭武田伊豆守以書札、如右安芸事申來候、守護者武田名字之間、仕居度之由七年かけて尼子へ申遣、此度同心条、只今被申越候、使僧也、尼子使と令同道之、

これは武田信豊・尼子晴久が、安芸国出陣につき、証如に同國門徒の合力を請う内容のものである（18）。しかし、同年一月一〇日の条は、次のようにあつて、結果、証如は要請を断つたとされる（19）。

十日　若州武田へ、就芸州之儀返状出之、尼子入国之時、門下衆馳走之儀、加様之事惣別不申付事候、更非等閑之由、申遣之、添狀頼言也、○尼子民部少輔へも、同前之返状可申遣之通、申付也、頼言也、

この経過はすでに昭和五九年（一九八四）刊行の『広島県史年表』で取り上げられ、その後児玉識氏や藤沢秀晴氏がそれぞれの論考の中で具体に紹介したところである（20）。両氏は当時尼子氏と毛利氏が鋭く対立する関係にあるなか、尼子氏の対毛利工作の一つがこのような本願寺に対する働きかけになつて現れたと捉えた。

晴久の働きかけはこのように失敗に終わつたが、注目されることに両氏は次の史料も紹介し、その後の出雲国における淨土真宗の動向について言及している。山口県山口市東山の山口端坊に残る『京都御本坊御由緒書』の中の記事である（21）。

元禄八年二月、毛利家ヨリ尼子ノ籠リタル月山ノ城ヲ攻メラルヨシニ付キ御由緒アルニヨリテ本山ヨリ彼國御門葉毛

利家へ御一味申スヘキ旨明念ヲ以テ御賜アリ、

同九年七月六日、月山落城ス、御門葉御味方申スニヨリ御

勝利ノヨシ毛利家悦ヒ給フ、城中ノ御門葉モ御味方申スヨ  
シ、

永禄八年（一五六五）二月、毛利氏が尼子の立て籠る月山（富田）城を攻めた際、かねて毛利と本山は深い因縁があるのでは、さつそく本山から出雲国の門葉（門徒）に対して、毛利に味方するように指令が出され、端坊明念がその使僧をつとめた。翌九年七月六日には月山が落城、本願寺門徒が味方したお蔭の勝利と毛利家では大変喜んだといい、城の中の門徒も味方したという。

児玉氏はこの記事を引用しつつも、内容が全部事実なのか、他の史料で傍証することができないため詳細不明として参考程度にとどめた。しかし、「由緒書」全体をみたとき、真宗門徒が戦国大名間の抗争に参加し活躍していたことや、その勢力に戦国大名が注目していたことが多く叙述されていると指摘する史料であつて重視する<sup>(22)</sup>。

また、藤沢氏の場合、先の記事はあながち無視できないと指摘し、次の傍証を挙げて独自の推論を行つてゐる。すなわち、現出雲市平田町にある妙寿寺の開基とされる藤岡氏の来歴に注目する。それによると、藤岡氏はもと尼子氏の家臣であつて、開基の民部大夫（武大夫とも）は月山落城後に落武者となるが、松江本庄の明光上人の旧跡山崎寺に身をひそめ、やがて顯如の教化を受け、お剃刀をうけて信心開発し、法名敬信と名乗つて法義相続するようになつた。のち幾代か経て、慶長一六年（一

六一二）にいまの平田に新寺を建立して当寺がはじまつたといふ。

藤沢氏は、前述の端坊の記録や、こうした由緒書を付き合わせると、尼子氏時代末期にすでにがしか真宗の流れがこの地方に伝わつており、妙寿寺の開基もそのような環境の中で真宗寺院として開かれるようになつたのではないかと捉えた<sup>(23)</sup>。果たしてどうなのか、この藤岡氏の傍証をもつてしてもなお十分な証明にならないのかもしれない。しかしながら、出雲における当宗派門徒の存在なくしては「天文日記」にしろ「京都御本坊御由緒書」にしろ、このような記事は生まれなかつたと思われ、藤沢氏の指摘も十分注目に値するものと考える。

因みに、先の由緒書にみえる明念は、端坊第一〇代であつて山口端坊の初代とされる。本願寺より中国・九州の末寺・門徒を統括するようにといわれ、永禄六年（一五六三）周防山口に端坊を建立した。建立にあたつて毛利元就の援助を受けるとともに、堺の豪商達とつながつて布教活動していたことで知られる<sup>(24)</sup>。

いうまでもなく富田の地は、尼子氏の領国支配の拠点であり、ここに浄土真宗の教線が及び、門徒や寺院が存在するとなつたとしても不思議ではない。一六世紀代の半ば辺りから、さらに以後の慶長期のころまで含めても、当宗派にとつて当地は注目されてしかるべきところではなかつたかと想像する。そうした点から考えても、この時期にあつて証如から直接付与されたとする「御文」が当地にあることの意味は、決して小さくなかつたと思われるのである。

最初に、正源寺は慶長期に富田からいまの松江に移転した寺院であることを確認した。先の『雲陽誌』の記載に戻るが、開基年代は記されていないものの、当寺と同様、富田から松江に移つたとされる寺院に本龍寺（もと淨專坊。<sup>9</sup>）と明宗寺（<sup>10</sup>）の二か寺がある。当然この二か寺も慶長期以前に遡るとみられるものである。また、『雲陽誌』にはみえないが、同じく富田から松江へ移転した東本願寺派の寺院に、現同市横浜町にある徳専寺（山号は雲龍山）がある。寺伝によれば、同寺は第一一世顕如の法弟教念によつて富田に開山されたとされる。顕如は証如の死後を受け、織田信長と激しく対立し長期にわたり石山合戦を戦うなど、教団勢力が最大になつたころの宗主であつた。こうした二、三の事例も富田においてほぼ同時代的に形成された当宗派寺院として注目されてよいであろう。

### おわりに

最後にもう一度いわゆる御文に触ることにする。御文は蓮如の教学と思想を知るうえで重要な資料であるばかりでなく、真宗教団では当初より教典的権威をもつて信者の獲得に大きな役割を果たしたとされる。そのため五帖御文を通して、本願寺教団では今日にいたるまで読誦されてきた（<sup>25</sup>）。

また、証如・顕如が宗主であつたころ、繰り返すが、本願寺は教団としても勢力の拡大した時期であつた。そうした中につけて、先の日記からは尼子氏が本願寺と関係を利用しようとしたことも知られた。それは宗教勢力として軽視できない存在となつていたからと推察される。ただ、同時代の出雲地方

において当宗派がどう拡大・伸長したかや他の勢力との関係など、詳しいことになると史料的な制約から、これまで十分に明らかにされてこなかつた部分であろうかと思われる（<sup>26</sup>）。

その点で、今回資料紹介した本「御文」は、当地方における同時代の歴史資料からすると、比較的古い年代に位置付けられてよいものである。なぜなら、本「御文」は尼子氏時代にかかる一六世紀半ばごろに製作されたものであつて、それも証如から直接付与されたとされ、当初から富田の地に伝わつたとみられるからである。小稿が一番に注目したのはこの点である。

以上、本「御文」は出雲地方における浄土真宗の動向をさぐる上で希少で貴重な資料であるとみた。飛躍に過ぎるかと思われるが、当宗派の教線の形成・伸長を考えたとき、これが尼子氏本拠地である出雲富田への足掛かり的な意味合いをもつ資料ではなかつたかとも推察する。他資料にも注意しながら今後とも注目してみたい資料である。

なお、最後になつたが本稿を草するに当たり、資料所蔵者の砂慶哉ご住職をはじめ、山崎一郎、長谷川博史、本多一成、和多田禎哉の各氏からご教示・ご協力いただいた。末筆ながらここに厚くお礼申し上げる次第である。

## 【註】

(1)『松江市誌』一九四一(復刻版一九七三)。記載は、正確には「一、證如の御文肉筆並に版本の三種共に存す。版本は今日にては稀有のものにて珍重せらる。其日附は文明六年二月十七日とある」である。これによると版本が三種あつたようにもとれる書き方がなされているが、二行目の一つの版本は日付の明記もされているので、これを本「御文」

の一点とみて報告することにした。なお御文は東本願寺派の呼称であり、西本願寺派では御文章というが、ここでは御文で統一した。

(2)以下の御文の説明に当たつては、「第46回貴重書等指定委員会報告 新たな貴重書のご紹介」『国立国会図書館月報617号』、二〇一二・八。および『本願寺史 第一巻』本願寺史料研究所、一九六一を引用するものである。

(3)『雲陽誌』(『大日本地誌大系四二』所収、雄山閣、一九七七)。

(4)前掲註(1)に同じ。

(5)正源寺所蔵。次のとおりである。

一 内仏安置御絵像ノ事

内仏安置ノ方便法身尊像ノ裏書ハ非常ニ大破シアリ、文字ノ明ニ読ミ得ル箇所ハ、「方便法身□□本□□證如花押」丈ニテ、「本□□證如」モ分明ニハ非ルモ當寺保存ノ證如上人直筆御文ニ対照シミルニ明ニ證如上人ノ直筆裏書ナリ、口伝ニハ當寺ニテ最モ尊像ナリト云ヘバ、或ハ當寺開基方大坂ニテ證如上人ニ仕ヘヲリ御文五通トコノ尊像トヲ上人

ヨリ賜リ當國ニ下向セシモノナラン、大坂ニテ上人ニ仕ヘ居リタリントイフ証拠ハ、御文ノ中ニ大坂建立ノ御文アリ、コレ開基方大坂ニ暫ク居住ゼン証左ナリカ、證如上人直筆御文五通ハ、コノ絵像トハ離スベカラザル関係アリ、大正五年五月十九日内仏御絵像ヲハズシ裏書ヲ拝見シ考証セン処ヲ記ス

潜龍謹書

なお、寺伝では當寺開山は『雲陽誌』にみえる祐念とする。ただ富田にあつた時期を考慮すると、前史に少し幅をもつて見る必要があるようにも思われる。その意味でいえば本「御文」の入手の時点はあるいは祐念を遡ることになるのかもしれない。

(6)脇谷撫謙 校註『御文集』(岩波文庫本)一九三六において確認した。

(7)証如の署名花押については、国立国会図書館所蔵である五帖御文のうちの第四帖との比較で確認したものである。また同帖の本文中においても同じことがいえる。すなわち、その七通目は同じ摺面(版本)にあつて六通目を終えると抑ソモク今コム月クワ報恩講ホウエンキョウノ事コト例レイ年イイノ旧儀コトキヤウトトシテシテ七シナ日ヒノ勤行キヤウヲイタストコロイマニタインノソノ退転タインナシシカルアヒタコノ時節シセキ二の三行がつづく。しかし、本「御文」において第二四丁裏、すなわち八通目(第四帖の六通目に当たる)のあとにつづいてあるかといふとそうではない。この場合は同じ摺面にないのが分かり、明らかに版本を異にしていると知られる。

(8)同じ单帖本の間であつても相違することが知られている。

国立国会図書館所蔵の教如版御文（桃山時代）との比較でいえば、本御文にある一六通分のうちの二通分（2・11）しか両者では一致しないと分かる。

(9) 国立国会図書館蔵書。

(10) 『山陰真宗史』浄土真宗本願寺派山陰教区「山陰真宗史」発刊委員会、一九九八。なお当表なり解説文は児島俊平氏の執筆にかかる通史編にみえるものである。ただし表の出典なり史料の具体については触れられていない。

(11) 因みにこれを東西で分ければ、うち東本願寺派一七、西本願寺派二〇、その他七五は真宗とだけあるものである。

(12) ここで取り上げた『雲陽誌』の伝承年代と、各寺院で伝えられるそれは今日必ずしも一致しないでいる。ここではあくまで『雲陽誌』に限定して検討したものであることを断つておく。

(13) 以下の説明は「天文日記（光教日記）自筆本」「文化遺産オンライン」文化庁ホームページを引用するものである。なおこの日記や「証如上人書札案」・「私心記」・「顯如上人文案」などを集めた史料集に、『石山本願寺日記』上下2巻がある。

(14) 『出雲尼子史料集（上巻）』広瀬町教育委員会二〇〇〇三。

長谷川博史氏のご教示による。なお同氏によると、この時点では天文六年一二月二八日の条の収録を欠くとされる。

(15) 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館、二〇〇〇。『広島県史 別編1 広島県史年表』一九八四（広

(16) 前掲註(14)の文献に載る史料は、当日記以外で関連する「本願寺証如書状案」の記事をあわせると全部で七〇点を超える数となる。

(17) 前掲註(13)の文献中、七八四。

(18) 前掲註(14)の文献に同じ。

(19) 前掲註(13)の文献中、七九七。前掲註(14)の文献に含まれる。

(20) 児玉識『近世真宗の展開過程－西日本を中心として－』日本宗教史研究叢書、一九七六。藤澤秀晴「妙寿寺物語②－尼子の落武者藤岡氏（→真宗に帰依して開基となる）－『会報無量寿』妙寿寺発行、一九八〇、九、二三。および同「物語⑪」一九八五、三、二一。

(21) 前掲註(18)の児玉識氏文献に同じ。

(22) 前掲註(18)の児玉識氏の文献に同じ。

(23) 前掲註(18)の藤澤秀晴氏文献に同じ。

(24) 前掲註(18)の児玉識氏文献に同じ。

(25) 桜井好朗・福間光超編著『日本名僧論集 第十巻 一休蓮如』吉川弘文館、一九八三。佐々木求巳「新出御文集

に就いて」の解説としてみえる。

(26) 因みに通史編と論述編からなる『山陰真宗史』は、当宗派寺院史研究の今日の到達点を示す優れた文献である。しかし、発刊にあたっての辞に示されるように、実質的には西本願寺派を主体とする結果になつたともあって（藤澤秀晴氏の「発刊にあたつて」より）、成果にやや偏りがあるとされており、なお研究の継続が望まれているものと思われる。

## (別表1) 正源寺所蔵版本「御文」の構成一覧

通番 ※1	丁数 ※2	文　末　日　付	『御文章』(岩波文庫)との比定 ※3	『御文第四帖』(国立国会図書館蔵)との比定 ※4
1	2丁表～3丁表	文明六年二月十七日 書之	二ノ六	
2	3丁裏～4丁裏	文明三年十二月十八日	一ノ三	
3	5丁表～8丁裏	文明九年丁・酉正月八日	四ノ一	○(四ノ一)
4	8丁裏～11丁裏	于時文明九年十七日俄思出之／間辰剋已然早々書記之訖／信證院 六十三歳	四ノ二	○(四ノ二)
5	11丁裏～14丁裏	文明九歳九月廿七日 記之	四ノ三	○(四ノ三)
6	15丁表～19丁裏	文明九年十二月二日	四ノ四	○(四ノ四)
7	20丁表～23丁裏	文明十四年十一月廿一日	四ノ五	○(四ノ五)
8	23丁裏～28丁裏	文明十五年十一月 日	四ノ六	○(四ノ六) ※5
9	29丁表～30丁表	八十三歳御判	四ノ一〇	○(四ノ一〇) ※6
10	30丁表～31丁表	明応六年五月廿五日書之訖 八十三歳	四ノ一一	○(四ノ一一)
11	31丁裏～33丁裏	明応七年二月廿五日書之／毎月兩度講衆中へ／八十四歳	四ノ一二	○(四ノ一二)
12	34丁表～36丁裏	明応七年初夏仲旬第一日／八十四歳老納書之	四ノ一三	○(四ノ一三)
13	36丁裏～38丁裏	明応七年四月 日	四ノ一四	○(四ノ一四)
14	39丁表～47丁表	文明十七年十一月廿三日	四ノ八	
15	47丁表～49丁裏	文明五年九月中旬	一ノ一一	
16	50丁表～51丁表	(年紀なし)	五ノ二一	
	51丁裏	釋證如(花押)		釈證如(花押)

\* 1 この通番欄は本「御文」にみられる各通をいうが、もともと題名がないため、これで順に表現した。

\* 2 この丁数欄は本文の部分だけでなく、表紙・裏表紙用の二丁分を含んだ数字である。

\* 3 この欄は脇谷撫謙校註『御文集』(岩波文庫本)一九三六にみる五帖御文の各通との対応関係を表す。

\* 4 この欄は国立国会図書館所蔵の五帖御文(証如版)の第四帖の各通との対応関係を表す。

\* 5 28丁の摺面には国立国会図書館蔵の五帖御文第四帖で8につづいてみられる9の最初の3行分がない。

\* 6 正源寺本の9通目は、文中の途中からはじまるもので、その意味ではいわば欠落本といえなくもない。



釋證如(花押)



本「御文」表紙



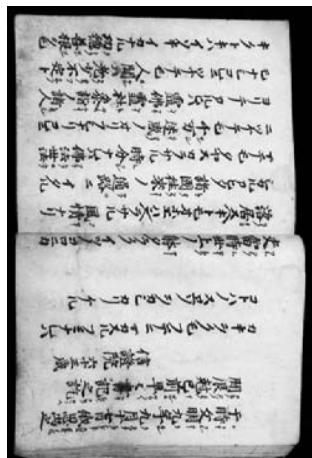
正源寺本堂正面



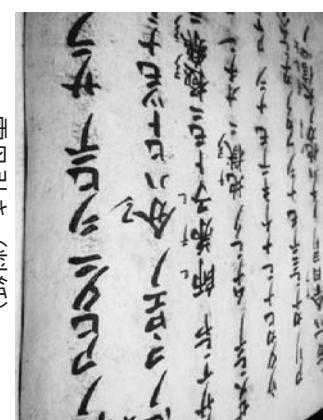
51表・50裏



12表・11裏



「知順」(52裏)



34表・33裏



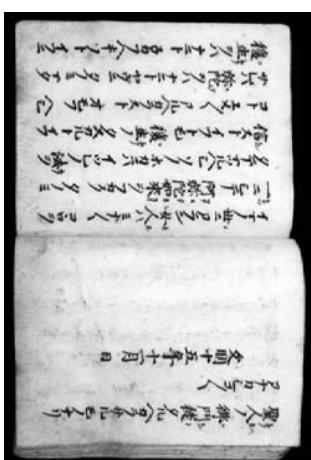
5表・4裏



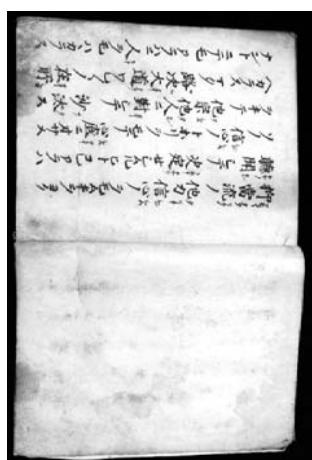
雲母引き(料紙)



29表・28裏



2表・1裏



52表・51裏

(別表2)『雲陽誌』記載の浄土真宗寺院一覧

No.	寺院名	郡名	地名	記 事	
1	正覚寺	外中原	真宗なり、本尊阿弥陀如来、元和年中堀尾山城守忠晴の家中陸浦萬石衛門といふ者の開基なり、		
2	正応寺		真宗なり、本尊阿弥陀如来、此寺は昔石州銀山にありて八十年來の仏閣なり、慶安三年空円といひ僧寺を此所にうつせり、		
3	順光寺	奥谷	真宗、本尊阿弥陀如来なり、天正二年沙門教恩の開基なり、(後略)		
4	真光寺	島根郡	真宗、阿弥陀如来を本尊とす、正保年中玄祐といふ僧の開基なり、(後略)		
5	西宗寺	上川津	真宗、本尊阿弥陀如来なり、多賀彦三郎元忠といふ者の開基なり、天正十一年元忠教音坊へ寺地寄進の証文あれば、開山は教音坊なるか、		
6	円淨坊	三穂関	真宗なり、本尊阿弥陀如来、此寺は寛永の比當浦に納屋臺兵衛といふ者の建立したりし天台宗の寺なりしか、無主になりて頽破したりける、何の比が松江の人來真宗なりければ上へ訴真宗の庵どはなれり、		
7	恩教寺		真宗東本願寺の末派、本尊阿弥陀作されす、宗徳といふ僧の建立なり、境内に明覺寺あり、阿弥陀を本尊とす、(後略)		
8	西光寺	松江	東本願寺の末派開山しれす、永正年中門跡九代実如より書簡に西光寺とあり、當時まで二百余歳におよぶ、(後略)		
9	本龍寺	意宇郡	真宗、本尊阿弥陀如来、此寺富田の新市村にあつて淨寺坊といへり、慶長十三年爰に移て本龍寺と改号す、(後略)		
10	明宗寺	11 永泉寺	真宗光樹山と号す、本尊阿弥陀、慶長年中富田より移て別の教音を開山とす、本尊阿弥陀如来		
12	徳專寺	12 徳専寺	東本願寺可野四郎清信といふ僧造立す、法号一向坊是を開山とす、(後略)		
13	正源寺	13 正源寺	東本願寺の末派なり、往古此辺を経塚として砂山なりしを、祐念といふ僧初て寺を建立し開山となる、本尊阿弥陀、		
14	徳專寺	14 徳専寺	東本願寺派西念といふ僧の開基なり、寺は横浜にあり、		
15	淨円寺	15 淨円寺	真宗東本願寺の末派なり、般若の正善を開基とす、慶長十九年寺号免許の証文あり、		
16	専称寺	16 専称寺	真宗、本尊阿弥陀、開基しれす、		
17	徳心寺	17 徳心寺	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、寛永元年松円といふ僧の開基なり、		
18	光現寺	18 東母里	真宗西本願寺の法流、本尊阿弥陀如来、天正年中瓶淨警といふ僧の開基なり		
19	正願寺	19 能義郡	真宗		
20	蓮教寺	20 富田	真宗		
21	聞善寺	21 中湯野	真宗東本願寺派、本尊阿弥陀		
22	善徳寺	22 横田	真宗、本堂三間梁六間、阿弥陀安置す、三沢為忠建立なり、		
23	了瑞寺	23 上阿井	真宗東本願寺派、本尊阿弥陀、寛永六年若槻氏建立、		
24	専福寺	24 仁多郡	真宗本尊阿弥陀、開基しれす、		
25	谷本坊	25 木馬木	真宗本尊阿弥陀、寛永年中光瑞坊の開基なり、		
26	光善寺	26 下鴨倉	真宗東本願寺派、本尊阿弥陀、慶長年中光善といふ僧の開基なり、		
27	西普寺	27 采次	真宗東本願寺末派、本尊阿弥陀、開基は飯石郡掛合の城主多賀興四郎道定の一子鶴若出家して詠守と号す、		
28	妙覺寺	28 領	東本願寺の末派なり、本尊阿弥陀、寛永年中祐玄坊の開基なり、		
29	了玄寺	29 下佐世	真宗、本尊阿弥陀、本堂は貞享年中建立なり、		
30	光言寺	30 大原郡	真宗本尊葉師、		
31	東林寺	31 賀茂	真宗本尊阿弥陀、		
32	成福寺	32 前原	真宗、永禄年中の開基なり、本堂六間四面、阿弥陀如来を安置す、		
33	宗專寺	33 大東	真宗東本願寺の末派なり、本尊阿弥陀、当寺開基は馬田越中守の家臣和多田藤衛門、発心して斯寺を造立すといひつたふ、		
34	乗蓮坊	34 岡村	真宗東本願寺末派、本尊阿弥陀、開基しれす、		
35	慈眼寺	35 下熊谷	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、開基しれす、		
36	願正寺		真宗東本願寺派、本尊阿弥陀、慶長年中の開基なり、		

37	松林寺	真宗
38	善徳寺	三刀屋 真宗、本尊阿弥陀如来、開基は多賀氏なり、寛永十年洪水のとき寺宝悉流失せり、(後略)
39	西雲寺	萱原 真宗東本願寺の末派、本尊阿弥陀、古洪水の時縁起証文悉失却す、故に開基の年代しれず、
40	専応寺	案田 真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、開基しれず、
41	正藏坊	中野 真宗西本願寺派、本尊阿弥陀長二尺三寸、開基しれず、
42	善福寺	多禰 真宗西本願寺派、本尊阿弥陀春日の作、
43	專正寺	掛合 真宗西本願寺派、本尊阿弥陀長二尺、
44	明泉寺	松笠 真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、開基しれず、
45	西福寺	吉田 真宗西本願寺末派、本尊阿弥陀なり、創建しれず、
46	円寿寺	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、創建しれず、
47	福泉坊	朝原 真宗西本願寺派、本尊阿弥陀作しれず、寺内上乗寺と号する末寺あり、(後略)
48	萬行寺	原田 真宗本尊阿弥陀、
49	正西庵	大呂 真宗寺号なし、
50	淨円寺	飯石郡 波多 真宗、
51	明眼寺	閑龍 真宗、
52	存可	角井 真宗の小庵なり、寺号なし、
53	福藏坊	上来島 真宗、
54	真藏坊	中来島 真宗なり、
55	西蓮坊	真宗、
56	高林坊	真宗、
57	蓮光寺	下来島 真宗、
58	真向寺	真宗、
59	安樂寺	真宗、
60	西藏寺	真宗、
61	一念寺	真宗、
62	西正寺	真宗、
63	正善寺	真宗、
64	宗玄寺	真宗東本願寺の末派、本尊阿弥陀惠心の作なり、
65	西念寺	下庄原 真宗本尊阿弥陀、正保二年中の開基と云伝ふ、
66	興林寺	袖庭 真宗本尊阿弥陀、寛文年中の開基なり、
67	専立寺	出雲郡 出西 真宗本尊阿弥陀、寛文年中の建立なり、
68	光榮寺	求院 真宗本尊阿弥陀如来、慶長十六年の開基、
69	円寿寺	鳥屋 真宗本尊阿弥陀開基年曆不詳、
70	覚寺	中原 真宗本尊阿弥陀、寛永年中の開基なり、
71	通伝寺	本庄 一向宗なり、本尊阿弥陀、大永年中の草創なり、
72	妙壽寺	平田 一向宗なり、本尊阿弥陀如来、慶長年中の開基なり、
73	源光寺	出来洲 一向宗なり、本尊阿弥陀如来慶安の比開基なり、
74	円光寺	東林木 一向宗なり、本尊阿弥陀如来、
75		

76	龍善寺	西林木	一向宗なり、本尊阿弥陀如来、
77	光明寺	大津	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、
78	正善寺	船津	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀一尺五寸、天和年中洪水寺内に入縁起証文流失す、
79	善福寺	中之島	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、慶長年中洪水の時此寺流落せり、故に由緒詳ならず、
80	西円寺	上郷	真宗、
81	正応寺	稗原	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、
82	西光坊	見々句	真宗本尊阿弥陀、境内地藏堂あり、
83	淨光坊	所原	真宗本尊阿弥陀、開基しれず、
84	西念寺	塩治	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、
85	長樂寺	明顯寺	真宗西本願寺派、天正十年草堂一宇を建て阿弥陀の像を安置す、布野氏の開基なり、
86	西樂寺	今市	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、
87	西樂寺	乘光寺	真宗本尊阿弥陀、開基しれず、
88	乘光寺	願立寺	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀、
89	願立寺	知西寺	真宗本尊阿弥陀、境内地藏堂あり、
90	知西寺	中荒木	真宗本尊阿弥陀、開基しれず、
91	長泉寺	矢野	真宗本尊阿弥陀如来、寛文十二年鐘銘成就せり、
92	願楽寺	白枝	真宗、本尊阿弥陀如来、庫裡客殿大門寛永元年再建なり、本尊阿弥陀祖師の画像名号あり、弘治元年此寺池魚の災あり証文悉集土
93	長福寺	松枝	となる、蓮如法師の名号南無の二字焼失し、阿弥陀仏の四字残て庭前の桑樹にかゝれり、(中略)、永正年中草創の寺なり、(後略)、
94	願勝寺	知井宮沖	真宗本尊阿弥陀如来、
95	林松庵	真宗、	真宗西本願寺末派、本尊阿弥陀唐仏なり、寺内宝積庵といふあり、阿弥陀を本尊とす、
96	胎泉寺	真宗、	真宗本尊阿弥陀画像なり、慶長年中の開基、
97	光明寺	知井宮	真宗本尊阿弥陀、大伴氏出家して当寺を建立す、
98	月光寺	本郷	真宗本尊阿弥陀、
99	大智庵	真宗、	真宗本尊觀音、
100	薬師堂	蘆渡	真宗、
101	法泉坊	下古志	真宗本尊阿弥陀、慶長年中の開基、
102	正蓮寺	常樂寺	真宗西本願寺の末派なり、本尊阿弥陀如来、
103	西蓮坊	真宗、	真宗文祿年中建立の寺なり、境内阿弥陀堂一宇あり、
104	竹藏寺	真宗本尊觀音、	真宗本尊觀音、本尊阿弥陀春日の影刻、
105	西樂寺	久村	真宗西本願寺末派、本尊阿弥陀如来、
106	真淨寺	多岐	真宗本尊阿弥陀、
107	清流寺	口田義	真宗青石山と号す、本尊阿弥陀春日の影刻、
108	能正寺	奥田義	真宗西本願寺末派本尊阿弥陀、
109	光林寺	山口	真宗本尊阿弥陀、開基しれず、
110	西善寺	真宗本尊阿弥陀、	真宗本尊阿弥陀、
111	明円寺	一窪田	真宗西本願寺派、本尊阿弥陀親鸞の像、准如僧正の自画像聖德太子七高祖の像各良如僧正の筆、
112	明教寺		真宗西本願寺末派、本尊阿弥陀如来、

# 池橋達雄先生 追悼特集

## 本会元会長池橋達雄氏のご逝去を悼む

島根史学会会長 竹永三男

本会会員で元会長の池橋達雄先生が、二月一三日、逝去されました。先生の御逝去を悼み、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

合掌

池橋先生は一九三一年九月一八日、「柳条湖事件」の日に生まれ、一九五三年三月、島根大学文理学部文科（歴史学）を卒業した後、一九九二年三月まで島根県立高等学校に教員として勤務した。この間、本会創立後には幹事を務め、一九九八年から二〇〇五年まで内藤正中氏の後任として本会会長に就任し、会の発展に尽力された。また、「島根史学会会報」には、調査研究に尽力された主題である「歴史の道」調査について（第三十六号）、「斐川の海軍航空基地」（第三十八号）を寄稿し、ともに島根県地域史研究を推進された藤澤秀晴氏の死去に際して「藤澤秀晴さん追悼のことば」（第五十三号）を寄せていた。

池橋先生は、研究者として幅広い分野・主題で研究論文・調査報告等を発表し続けたが、そのことは、本号に掲載された皆さんとの追悼文を読んで直ちに確認できる。また、高等学校の世界史担当教員として歴史教育の実践を重ねたが、その基礎には

教育の目的と在り方についての確固とした考えがあつた。

### 一、池橋先生の生き方の原点と教育についての考え方

池橋先生は、一九四四年に入学した大社中学校で国語を担当した中根道幸先生の授業を次のように回想している。

最初の時間であつた。先生は「君たちは何のためにこの中学校に入ったのか」と問われた。「天皇陛下に忠義を尽くすためです」、「國のためにりっぱに死ぬためです」というようなことをみんな次々と答えた。先生の表情はしだいにきびしくなつていった。そして最後に、「君たちがこの学校に入つたのは、よき中学生になるためである」といわれた。

その後、応召・復員した中根先生は、池橋先生が三年生の時の担任になつた。戦中の軍国主義的言辞から一転して民主主義を叫ぶ教員がいる中で、中根先生はただひたむきに島崎藤村の詩などを教材に授業していた。応召の際に「君たちは身体を丈夫に長生きしてくれ」と言つて号泣した中根先生を「いくじなしのようにも思った」池橋先生や同級生たちは、「目からうろこが落ちたように中根先生のねうちを知りはじめ」、「よき中学生になろうとつとめた」という（「私の教わった先生」『根を下ろす教育』No.八、一九七一年）。池橋先生の生き方の原点の一つには、戦時下・戦後に旧制大社中学で学んだ国語担当教員・中根道幸先生のことがあつた。

戦後の大社中学では、実験が楽しかつた化学の授業や理科教員の石鹼製造によつて「理科の実用性に驚いた」が、

私自身は、「鬼畜」であつたはずのアメリカ人やイギリス人が、実は日本人ほど鬼畜的ではなかつたことにもつともつと衝撃を受けて、自然より社会に興味をもつようになつていつた。

(「私のうけた理科教育のこと」 同前No.13、一九七四年)

島根大学文理学部を卒業して高校社会科教員となつた池橋先生の教育に関する考え方を端的に示すのは、家永三郎氏の教科書検定違憲訴訟における「杉本判決」を論じた論説である(「教科書判決」の意味するもの)『根を下ろす教育』No.1、一九七一年)。一九七〇年の東京地裁民事二部における杉本良吉裁判長の判決を承けて、池橋先生は、戦後史の中で教科書問題を通観した上で、教科書検定の実態を例示し、裁判の争点を「日本国憲法」の条項に照らして検討した上で、「杉本判決」の構成と意義を論じた。そして、判決以後の教育をめぐる対決点に注目し、これを教員自らの課題として考えることの大切さを強調していた。

教師は、判決が再確認した憲法と教育基本法の教育理念を実施するにふさわしい力量、民主的国民教育の担当者にふさわしい力量をもつことをまず要請されるのであり、また司法判断にたよる以前に、右の教育理念の破壊を意図する立法的行政的横暴を拒否しうるだけの、国民的規模の力をつくりあげることを要請している。

ここで強調されている「力量」を身に付けるために、池橋先生は多忙な教員生活の中でも研究を続けることを自らに課し、仲間の教員にも呼びかけたのである。

## 二、研究者としての池橋先生

池橋先生は、生涯を通して研究を継続されたが、その特長は、研究分野・対象が幅広く、それを地域とそこに生きる人々の視点から追究したこと、問題を根源的に考えようとしたこと、そして研究を通じて教員仲間・研究者仲間の中で切磋琢磨したことである。

島根大学在学中に発表した第一論文「ルツターとカルヴァインの社會思想について」(『島根史学』第三号、一九五三年一月)は、やや生硬で氣負いの見える文章で、翻訳と大塚久雄らの先行研究に拠つた論文であるが、宗教改革、カルヴァニズムと資本主義の発展の関係を構造的に捉え、それを論理的に考察しようととする力の籠もつた論文である。安部登氏が編集を担当したこの雑誌には、本会元会長の岩成博氏が「明治史学の展望」、安部氏が「プロシャ農民解放の前提」、藤澤秀晴氏が「万葉に於ける世相瞥見」を寄せるなど、学生の研究意欲と動向、それを指導する若い教員の論稿が掲載されていて、当時の島根県と島根大学における歴史研究の息吹を感じさせてくれる。

高校教員として世界史を担当した池橋先生は、その後も社会思想史研究を継続したが、その主題はジョン・ロックの思想とその歴史的影響に集中していく。六〇歳を前後する時期に集中的に発表された論文(\*)は、ロックの思想の特質と背景、アメリカ独立、フランス革命への影響如何を考察したものであったが、いずれもロックと関連する欧米の研究の原著論文を系統的に読み込んで執筆したものであつた。

\* 「ジョン・ロックにおける神をめぐつて」(『研究紀要』 第二

十六号、島根県高等学校教育研究連合会（一九九〇年）から「アメリカ『独立宣言』とフランス『人権宣言』」（『研究紀要』第二十八号、島根県立出雲高等学校、一九九一年）に至る論稿。

歴史事象を構造的・動態的に捉えるという池橋先生の研究の方法は、その研究の初期から明確に見られた。内藤正中氏が主宰する島根郷土研究会とその機関誌『郷土』は、島根県における地域史研究発展の基盤を創つたが、同誌に発表した『島根大学論集（社会科学）』第四号（一九五八年）「斐川村調査特輯」に掲載された論文に対する批評は、山岡榮市氏（一九〇九年生）、内藤正中氏（一九二九年生）らに対し、憶せず、遠慮せずに成果と課題を指摘し、地域の社会・経済構造の展開を歴史的・動態的に捉えるとともに、その分析を基礎として当該地域の社会・文化の特質をも掴み出す研究の重要性を指摘したものであった。近代斐川町域の地主制の生成・展開・衰退過程を通観した「近代出雲と地主制」（『山陰—地域の歴史的性格』雄山閣、一九七九年）に至る研究の出発点がここに見られるのである。

池橋先生の目は、また、地域に生きる人々のありのままの暮らしと仕事、生き方に注がれていたが、その上で、それらの背景にある社会経済の構造を読み取ろうとしていた。「セキさん的一代記」（『郷土』No.6、一九五九年）は、そのような池橋先生の研究姿勢を示している。この一文では、山代巴『荷車の歌』（筑摩書房、一九五六年）を丁寧に紹介した上で、次のように述べていた。

セキさんの生きてきた時代、それは、過去のどの歴史を八〇年区切つたより激しい時代だつた。静かな山の中のセキ

さんの村にこの時期資本主義はひたくと何ものもようしやしない圧力で押しよせてき、村の姿を変えてきた。このことを私は強調したかつた。

セキさんはこの時期を荷車の歌耳に生きてきて、二十四孝の段階から出発して人ととの理解と共鳴の中にある価値を発見していく。この発展は数十年を要した。その原動力となつたのは、「この人と一緒なら」というセキさんのひたむきさだつた、と私は思う。このことも私は強調したかつた。

私は「荷車の歌」をすぐれた歴史記述とみる。私は多くを教えられた。私達は身近に多くのセキさん達をもつてゐる。セキさんを知つた私は八〇の年の人を、激しい歴史を生きゐた人として、或の種の畏敬の念をもつてこれからみることになろう。

池橋先生はまた、その幅広い分野での研究の上に立つて『斐川町誌』（一九七一年）、『出雲高等学校史』（一九九〇年）等の百年史（一九七六年）、『松江北高等学校編纂・執筆に努めたが、これらの自治体史・学校史の編纂・執筆を通して新たな史料を発掘し、分析した。松江北高等学校の前身である松江中学研究の中で、池橋先生は松山時代の漱石が清水彦五郎に宛てた書簡三通を確認し、これを分析したが、そこには、夏目漱石に対する造詣の深さ、漱石に関する近代文学研究分野の研究史とその到達点を踏まえる研究姿勢が示されている（『漱石の清水彦五郎宛書簡（未発表）について』『日本文学』VOL. 落ち）と「松山時代の経済生活」にふれて」『日本文学』

24、一九七五年)。

地域に注目する池橋先生の研究は、さらに、出雲を中心とする近世の国絵図の研究、近代の道路・交通史の研究へと展開していた。

以上のような池橋先生の教育と研究の足跡を辿るとき、池橋先生は「歴史学の研究および歴史教育の充実と発展を図」るという本会の目的を体現する方であつたと改めて思う。そのような池橋先生のご逝去を惜しみ悼むとともに、心からご冥福をお祈りします。

## 池橋達雄氏を悼む

前島根史学会会長 井上 寛司

池橋氏は旧制松江高校の最後、そして新制島根大学文理学部第一期の卒業生である。戦前の歴史教育への反発から、大学では西欧（イギリス）近代思想史を学ばれたとのことで、卒業後は高校教員を務める傍ら日本近代史研究、そして島根地域史（近現代）研究へと活動の場を広げられていった。内藤正中氏や森安章氏などとともに、戦後の島根地域近現代史研究を牽引する重要な役割を担つてこられた。

池橋氏が本会の会長を務められた一九九八～二〇〇二年、私は大阪に勤務していたこともあつて、会長としての具体的な活動内容は十分に承知していない。また、その研究活動の全体に

ついては、竹永会長以下の皆さまが触れられる予定なので、以下私の個人的な池橋氏との関わりについて述べることとしたい。

私が親しく池橋氏と一緒に仕事をさせていただいたのは、主に次の二つである。一つは、鰐淵寺開創一四〇〇年を記念して寺史を刊行することとなつた際のことである。前住職佐藤泰欽氏の奥様が池橋氏の元同僚ということもあつて池橋氏から声が掛かり、一九九〇年から約八年の間、『出雲国浮浪山鰐淵寺』の編纂事業を進めることとなつた。諸般の事情から作業は一時中断を余儀なくされ、本格的な編集・執筆作業に着手したのは一九九五年のことであつたが、その前後にあつて、池橋氏は柔軟、かつ粘り強く事業の継続と推進のために尽力され、その真摯な姿に大いに励まされたものであつた。

この事業には、今ひとつ忘れられない思い出がある。刊行事務局が鰐淵寺に置かれたこともあつて、池橋氏と私が鰐淵寺に赴き、数十回にも及ぶ協議をご住職と重ねることとなつたが、その際私はいつも一畑電鉄平田駅と鰐淵寺との間を池橋氏の車に便乗させていただき、その往復の車中で、様々なお話を聞かせていただくことができた。池橋氏の「郷土史研究者」としての熱い思いをはじめ、島根地域史研究の現状や課題について、忌憚のない意見交換ができたのは大変ありがたいことであつた。池橋氏とご一緒させていただいた今ひとつは『大社町史』中巻（通史編近世・近現代）の編纂である。当初の刊行予定から一〇年近くが経過してもなお、まったく刊行の目途が立たないことから、体制を立て直し、二〇〇二年から五年計画で作業に着手した。実際の刊行は一年余り遅れることとなつたが、國學

院大學の皆さまと共に池橋氏には特段のお世話になつた。外部からの様々な意見・思惑や無言の圧力などに怯むことなく、事実に基づいて客観的に歴史を総括し、叙述するよう努めること、大社町の近現代史分野ではとりわけこのことに大きな困難があり、それが『大社町史』中巻の編纂が大きく遅延する最大の要因でもあつた。池橋氏は見事にその難問を克服し、二〇〇八年の刊行と町史編纂事業全体の終結にこぎ着けていた。

今日の島根地域史（近現代）研究の基礎を築いた氣骨のある「郷土史研究者」、これが池橋氏についての私の率直な印象である。お世話になりました。ご冥福をお祈り申し上げます。

## 池橋達雄先生との出会いと別れ

若槻真治

池橋先生とのお付き合いが必ずしも濃かつたわけではありませんが、お亡くなりになることは予想もしないままに最晩年の指導を受けていたものとして、次の三つの思い出を語らせていただきます。

### 一、島根県歴史の道調査

私と池橋先生との初めての出会いは、私が県教委の文化財係長として二度目の文化財課勤務をはじめた一九九八年（平成十）度でした。この年度は「島根県歴史の道調査」の最終年度

で、国庫補助事業としては極めてまれな五年間の調査事業を終えようとしていました。

「島根県歴史の道調査」の本文編十冊と別冊一冊（補遺版）の計十一冊の報告書のうち、私は最後の本文編二冊と、追加で制作した別冊の制作・編集と発行に携わりました。史料も読まれ、御自身で踏査もされる池橋先生はすでに島根県の街道研究では第一人者であり、藤沢秀晴先生や原龍雄先生とともに、この調査事業全体の柱でしたので、私もここで先生に指導していただくことになりました。

特に国庫補助事業が終了した後に制作した別冊（補遺版）は、池橋先生にぜひ作るべきだと言われ、県費を要求して制作したように記憶しています。先生は、五年間に及んだ調査事業の総括と、街道調査の基本資料でもあつた伊能忠敬の足跡と近世絵図資料についてまとめておくことが必要だと考えておられました。そこでまとめの作業として、池橋先生はじめ街道調査でお世話になつた主だつた先生方に集まつていただき座談会を開催しました。司会は私が務めて、これを別冊に収録することにしました。伊能の足跡と近世絵図資料についてもそれぞれ先生方に一文を寄せていただいて別冊に収めました。

文化庁が全国で「歴史の道調査事業」を始めたことをきっかけに一種の“街道ブーム”的なものが起きましたが、「島根県歴史の道調査」の果たした役割や残した功績は一時のブームにとどまらないものでした。まず第一に、当時は、古道の案内役をしていただける古老や、池橋先生をはじめとする実地調査のできる先生方が各地におられました。そして道もまだ残つ

ていました。この調査によって、島根県の街道研究の基礎がはじめてつくられたと言つても過言ではないと思います。そして第二に、全十一冊の調査報告書では、「山陰道」「浜田広島街道」「石見銀山街道」などのよく知られた街道だけでなく、「津和野奥筋街道」のような石見の山間部を横断する街道、日本海や江の川の水運、あるいは巡礼道など多様な交通路が対象となりました。その結果、街道調査の手法が確立しただけでなく、島根県の街道体系のモデルがはじめて示されることになったと思います。

もちろん現時点で考えると、この「歴史の道調査」には補足や修正すべき点もあります。それは私たちに課せられた課題です。しかし「歴史の道調査事業」が意義深いものであつたことと、中心メンバーとして活躍された池橋先生の足跡が大きかつたことは間違ひありません。現在こうした調査を再度やろうとしても、池橋先生の役割を務めていただける方は私には思い当たりません。

## 二、石見銀山遺跡・鞆ヶ浦道南路

これも街道に関するのですが、石見銀山遺跡の世界遺産登録では、鉱山地域や城跡とともに、銀山から温泉津に向かう道（温泉津沖泊道）と鞆ヶ浦（鞆岩の浦）に向かう道（鞆ヶ浦道）を世界遺産の「構成資産」にする方針が決まっていました。しかしこの鞆ヶ浦道には北回りの道と南回りの道の二本の候補があり、史料も乏しい状態でいずれとも決め難いのが現実でした。県教委は北路を重視し、池橋先生は南路を提唱しておられました。

た。そして県教委は北路を国指定史跡にし、結果的にそこは世界遺産となりましたが、池橋先生の南路は取り上げませんでした。

昨年お会いした際にも池橋先生はこのルート選定についてお話しになつていきましたから、おそらく「北路」「南路」に関する県教委の判断には最後まで納得しておられなかつただろうと思います。

池橋先生が提唱された南路については、その根拠はいくつかありましたが、「元和石見国絵図」に描かれたルートがこの南回りの道を示したものであり、絵図に描かれた「畠口」との整合性も高いとお考えになつたことが大きかつたように思います。一方県教委では、大内氏と銀山開発との関係を重視する立場から、在地勢力の影響がより強いと考えた南路よりも、大内氏の影響下にあつたと思われる北路の方を選んだのです。

当時私は人事異動で文化財課から離れていましたので課内でどのような議論があつたのか知りません。「世界遺産登録」と言う未知の業務に忙殺され、文化庁や県市の意向が錯綜し、しかも登録目標年度が先に決められ、時間的な制約の中で調査研究を行わざるを得ない大変な状況だつたのでしよう。しかし、無理を承知であえて言えば、何を世界遺産（の「構成資産」）にするか、という根本の議論が足りなかつたような気もします。ルートの候補が複数ある場合に、決定的な史料がない状態で、世界遺産登録によりふさわしい方をどのようにして選ぶべきであつたのか。それは、「山内（柵列）」、街道、町並み、城跡など他の「構成資産」とともに考える必要があります。その意味

で池橋先生の提唱された鞆ヶ浦道南路の問題は今なお未解決の問題だと私は思っています。

### 三、『島根の戦争遺跡』

昨年六月、松江市、出雲市、雲南市三市に残された戦争遺跡の方ガイドブックを制作しようと思い立つて、池橋先生に監修をお願いすることにしました。池橋先生は快く引き受けてくださつたので、それ以降、全体構成の相談、中間的な報告、巻頭に掲載するはずであった先生の総括的な論文の依頼など、ご自宅を何度もお邪魔してお話を聞く機会がありました。その中で、戦時体制下で幼い妹さんを亡くされたことや、旧制大社中学校時代の動員のこと、敗戦とともに豹変した教育関係者への疑惑など先生ご自身の戦争体験、大社基地をはじめとする戦争遺跡研究のことなどをお聞きすることができました。お手紙をいただいたこともあり、そこには今回のガイドブックでは安来市が漏れていますので、安来市についてもきちんと調査をする必要があるとも書かれていました。

私は、池橋先生に保存措置が不十分な戦争遺跡の現状と、戦争遺跡を後世に伝えるためにもその保存にしつかり取り組むことが必要であること、今回のガイドブックがそうしたきっかけになれば、と言ったことなどを巻頭論文で書いていたところと思つていました。先生もそれを了承されて、十二月には原稿を受け取る予定にしていました。しかし十二月のある日奥様から電話があり、急に入院することになつて原稿は困難になつたという連絡がありました。それ以降、コロナ禍のためにお見舞い

にも行けず、時折奥様からご病状などはお聞きしていたもの、お目にかかることはできませんでした。

そういううちに本年二月初めにガイドブックは完成し、池橋先生にもお届けしなくてはと思いながら一週間が過ぎ、本年二月十三日にようやくご自宅に持参してお届けに上がりました。奥様にお渡ししてよろしくお伝えくださいと言つて家に帰つた数時間後、突然、先生の訃報に接しました。従つて先生は『島根の戦争遺跡』を目にすることなく旅立つて行かれました。何日か早くお渡しできていたら、それが残念です。

池橋先生が残された戦争遺跡に関する業績も私たちが受け継がなければなりませんが、先生の業績を無駄にしないためにも、戦争遺跡をどう保存し、後世のためにどのように活用するかをしつかりと考えることが必要だと思います。

池橋達雄先生の学恩に感謝し、ご冥福をお祈り申し上げます。ありがとうございました。



## 池橋達雄先生のご逝去を悼む

内田 融

池橋先生は、お住まいの旧斐川町に戦時中あつた海軍航空基地（大社基地）について、おそらく二十年ほど前から本格的に調査研究され始められたと思われる。最近はこの基地のこと、戦争のことを地元の子どもたちに話し伝える活動に熱心に取り組まれていた。体験者が減少するなかで少年時に体験した戦争を伝えることに責任を感じられていたようと思える。島根大学の板垣貴志先生を中心に活動する「島根県内の戦争・銃後体験記録の収集事業」の呼びかけ人代表も務められた。「歴史の真実」「戦争の真実」を知りたいという先生の若き日の歴史学を学ぶ原点に立ち返られ、より直接的にこの問題に向かい合われたものと思える。

昨年から「戦後史会議・松江」グループによる島根の戦争遺跡・遺産保存運動が進んだことには、先生も喜ばれ期待されたものと推察する。二月某日「戦後史会議・松江」主催による「大社基地遺跡」現地見学会が開催された。参加した私たちは集合場所で計報を聞くことになった。数年前から体調が思わしくないことはお聞きしていた。八雲会の役員も数年前に辞された。「役員を辞しても小泉八雲への思いや関心は変わるものではない、今後も研究を続けたい」と述べておられたのが印象的である。その後も何度かお会いする機会があつた。病院での定期検査のことは話されていたが、いつもの先生であり、いつも

どおりに接し安心していた。突然であつた。

個人的なことであるが、大学二年のときに出来たばかりの『斐川町史』（一九七二年）を贈つていただいた。当時私達が島根の歴史を学ぶ場合、最初に読むハンディな唯一の通史であった『山陰の歴史』（今井書店、一九六四年、山陰文化シリーズ）の執筆者四人が、同時に『斐川町史』のメインの執筆者であった。池橋先生以外のうちの二人は私が直接教わった先生方であったことも身近に感じられたが、歴史を学び始めた私はこの大部

な書を手にして圧倒されたことを覚えている。全国の市町村史のなかでも高い評価を受けるような本であることを知つたのは少ししてからである。池橋先生は近現代編を担当され、それは千三百ページもあるかというこの本の半分を占めている。先行する研究書もないところで、一から史料を集め、地域の歴史を詳細に執筆されたものである。高校の教員をしながら、校務の傍ら遂行された仕事であるから驚く。

また、このころ先生は歴史教育者協議会（歴教協）島根支部の仕事を一手に引き受けでおられた。私は歴教協の学生支部を設立しようという活動に少し関わっていたこともあり、先生の指導と警咳に接する機会が度々あつた。思い返すと五十年以上にわたつて先生のご指導を得たわけである。

さらに同じ時期、先生は「ヘルン校舎」保存運動に熱心に取り組まっていた。明治二十年中四国初の中学校（旧制）校舎として建設したもので、この時代の建物としては県内で唯一残されていたものであつた。小泉八雲が教え、「英語教師の日記」に描かれた学校校舎である。八雲会として藤原治先生、山本清先

生らがたびたび発言し、保存を訴えていた。池橋先生が作成されていた歴教協の通信にその運動や活動の経過が毎号のように報告されていたように記憶する。先生としては歴教協の活動だつたのか、八雲会の活動として捉えておられたのかは定かではない。あるいは両方だつたのかもしれない。ヘルン校舎としても、また近代教育の早い時期の貴重な歴史的建造物としても残すべき文化財であつたことに間違いはないが、先生にとつては、若き日に深く関わられた教職員組合の事務所が所在した「教育会館」でもあつた。

すでに『松江商業高校六十年史』（一九六二年）の編纂にも携わつておられたが、『松江北高等学校百年史』（一九七六年）の編纂執筆は先生の大きな業績である。島根県の近代教育史研究を大きく進められた。この本においても三分の一以上（千七百五十ページ中六百五十ページ）を執筆されている。前身の旧制松江中学校の創立からの、最も史料の少ない、また最も興味深い明治期を担当された。先生はこの執筆担当作業の傍ら、「ヘルンとセツの結婚」（一九七四年）とか「二葉亭四迷の松江時代」（一九七四年）「漱石の清水彦五郎宛書簡について」（一九七五年）といった論文を次々と発表された。また『西田千太郎日記』（島根郷土資料刊行会、一九七六年）を編集し刊行に尽力された。北高百年史を執筆するために労を惜しまずに史料収集と分析を重ねられた成果である。

「ヘルンとセツの結婚」は、従来の俗説を否定し、曖昧な部分を整理し、緻密な推考と実証、丁寧な説明によつて論証したものであり、全国のハーン研究者から高い評価を受けることに

なり、三十年を経ても『ハーンの人と周辺』（講座小泉八雲I、平川祐弘等編、新曜社、一二〇〇九年）に再録されることになる。

『西田千太郎日記』は小泉八雲を迎えた島根県尋常中学校（松江中学校）の教頭で、在松中の八雲を公私にわたつて支えた西田千太郎の中学生時代から亡くなるまで記録された日記を刊行したものである。松江中学校における英語教師としての八雲を調査するために、すでに部分的には公開されていた日記（原本）全文を閲覧された先生は、遺族（原本所蔵者）を説き、詳細な解説や注を付してこの日記刊行を実現された。もとより

小泉八雲研究の一級の史料であるが、それにとどまらず教育史資料、明治前期の政治経済、社会文化に及ぶ地方事情を知る貴重な資料である。現在、この日記の原本や西田千太郎の蔵書は島根県立図書館で所蔵されている。この寄贈にあたつて所有者との橋渡しされたのも先生である。

再び私事で恐縮であるが、私は先生のご厚意でこの本の出版にあたつてその校正作業をさせていただいた。カタカナ交じりの文章の校正は不慣れな私には難しいものであつたが、そのとき精読したことが、小泉八雲や明治期の社会・教育事情に興味を持つ契機になつた。『西田千太郎日記』はいまでも私にとつて特別な本である。日記本文や付せられている書簡から読める西田の生涯は興味深く、残した遺書は何度読んでも胸を打たれる。そして先生の解説は、優れた教育者であつた西田の最も詳しい伝記であり、八雲と西田の関係についての論文であり、さらに松江中学校、友人をはじめとする西田周辺の人々（それは同時に当時の松江の有名人）についての人物辞典である。

同時に、先生は「明治前期における島根県の道路改修」（『近代島根の展開構造』名著出版、一九七七年、所収）という道路史に関する論文も発表されている。古代から近代にわたる道路や街道に関するもので、貫して興味をお持ちで近年に至るまで現地調査を続けておられた。また、文化庁と島根県の「歴史の道」調査事業の調査責任者を務められ、十一冊の島根県歴史の道調査報告書（一九九四～二〇〇〇年）や、「島根県の歴史街道」（樹林舎、二〇〇六年）の責任者、編集者としてお名前を残された。当時私は県の文化財の仕事をしていた。文化庁からのこの事業に取り組むことへの要請に困惑していたが、学校を退職されて間もない先生にお願いする以外に道はないと考え、上司に説明し先生を説得した。私は直後に別の部署に異動したため実質的にこの調査事業を担当しなかつた。またそれゆえに先生に受諾していただいたことは安心であった。先生にとって役所の仕事、しかも下請け的で規制の多い仕事は必ずしも心地よいものではなかつたようであるが、全県の調査の先頭に立つて最後までこの仕事を全うしていただいた。

先生がいつ八雲会に入会されたか私は定かにしていない。ヘルン校舎（教育会館）保存運動の時期（一九七〇年代前半）には会員であったと思われる。一九六五年の発足時（第二次八雲会）からの会員であった可能性もある。一時副会長も務められたこともあるが、ほとんどの時期を理事として運営を見守つておられた。理事会での誠実な人柄そのままの発言は説得力があつた。問題の多い会の運営に的確な意見・助言をされた。私も何度か手に余る問題について直接先生に相談し、指導を仰いだこ

とがある。八雲会の重鎮というべき存在であつた。

市立図書館の八雲の定期講座では幾度も講師を務められたが、八雲の最後の作品『神国日本』についての研究発表が印象的である。スペンサー哲学の影響などについて、『神国日本』の戦時中の改訳改編について教えていただいた。『神国日本』の重要性とともにと研究すべきであることを主張されていた。総会記念講演では西田千太郎日記刊行についてのテーマでのお話を記憶している。創立百年発足五十年記念シンポジウムのときにはパネリストとして根岸磐井について論じていただいた。まぎれもなく小泉八雲研究の第一人者であつた。それは『小泉八雲事典（平川祐弘監修、恒文社、二〇〇〇年）』で数多くの項目を担当されていることからでも分かる。煩瑣になるが担当執筆された項目を記せば、「赤星典太」「荒川重之輔」「石倉俊寛」「石原喜久太郎」「稻垣家のひびと」「大谷正信」「教え子」「落合貞三郎」「片山尚絅」「川田順」「岸清一」「協力者」「黒板勝美」「結婚」「島根県師範学校」「清水彦五郎」「助手」「書生」「千家尊紀」「高橋節雄」「玉木光栄」「田村豊久」「通訳」「土井晩翠」「西田千太郎」「西村真次」「西村房太郎」「根岸磐井」「野尻抱影」「藤崎八三郎」「松江」「松江中学校」「三成重敬」「安河内麻吉」である。これらの八雲に関わる項目については全国で最も詳しいと名指しされたものである。このうち「教え子」「松江」は四～五ページにわたる長いもの、「西田千太郎」や「藤崎八三郎」も二ページ半にわたつていて。

二〇一四年には、山陰中央新報社が各分野で地域社会発展に貢献している人を表彰する「地域開発賞」の「文化賞」を受賞

された。長年の地域史研究、多くの学校史・町史・地域史の編纂に携われたことが評価されたものである。島根史学会と八雲会では有志が集い祝賀会を開催した（写真参照）。先生との懐かしい思い出となつた。



池橋達雄先生山陰中央新報社地域開発賞文化賞受賞記念祝賀会  
(2015.3.11 於：サンラポーむらくも) (前列左から4人目が池橋達雄先生)

## 池橋達雄先生を偲んで

山根正明

故池橋達雄先生は、私にとって遠くに仰ぎ見る目標であった。教育と研究とを、共に極めて高いレベルで実践されている先達として。

ただ同一校で勤務させていただいたことはなく、直接ご指導いただいたのは昭和五十二年十月の地方史研究協議会においてである。「山陰—歴史と生活」を共通論題として島根県民会館で開催された第二十八回大会で、私は「国人所領の復原的考察」と題した報告を行つた。「久利惣領田畠目録案」に記載された名や散田などの耕地、手工業者の点在する久利惣領家周辺の景観などを復元しようとしたものだが、テーマの絞り込みも論旨構成も不十分で、舌足らずの報告になつてしまつた。そのくせ、「小村＝散居型村落」論に対する批判にまで言及してしまつた。それも、提唱者の永原慶二先生の面前で、である。

落ち込んでいた私に先生は、一足飛びに中世村落論に切り込んだりせず、水源や用水路、水懸かりの調査などをさらに進めようとの助言をいただいた。そのうえで、何度も現地に足を運んだことが良くわかる報告だつたと評していただいた。私も少ない貴重な体験をお話しされたことが先生の最後のお仕事であつたと思うと、私はこの企画展を平常心で観覧できな  
い。  
謹んで哀悼のまことを捧げます。

てゐる先生に評価された（と思い込んだ）ことは、私にとつて密かな喜びと自信になつた。

職場に帰るとすぐに校務に追いまくられる日々に戻つてしまつたが、それでも先生からの励ましを思い出しては現地調査を重ね、その成果を「国人所領の復原的考察－久利惣領田畠目録案を素材として－」にまとめた。先生は「近世出雲と地主制－島根県簸川郡斐川町に事例をとつて－」を寄稿されたので、地方史研究協議会編『山陰－地域の歴史的性格』（昭和五十四年）に共に収載されることになった。これにより、先生の指導と激励に幾分かはお応えすることができたと思つてゐる。

先生の地域史編纂に関わる業績は『斐川町史』の他にも『美保関町誌』など多数あるが、私が声をかけていたのは『湖陵町誌』の編纂に際してであつた。昭和六十一年度に始まつたという『湖陵町誌』の編纂計画がいつたん頓挫し、平成三年度から先生を編纂委員代表として仕切り直しが始まるにあたつて、第二編第二章「中世の湖陵町」を担当せよとのご指名をいただいた。先生の編纂方針は、委員に担当分野にかかる論文を執筆させて毎年『湖陵町誌研究』を発行し、町民に事業の進展状況を報告しながら協力を求めるという手堅いものであつた。だが、編纂委員には、専門性を尊重して自由に論じさせ執筆させるという方針であつた。

「中世の湖陵町」で、神西広通と元通父子に対する私見を述べる後押しになつたのもそうした先生の基本姿勢のおかげであつた。雲芸攻防戦の初期、神西父子は真反対の行動をとる。父広通は神西城に残つて毛利氏に降り、子元通は尼子義久に従つて

富田城に籠城した。私はこの決断の背景を、父子間に何らかの反目葛藤があつての離反と考えるのではなく、神西家を存続させるためのいわば納得ずくの離別と推測した。

恐らくこの推定は間違つていらないと思つてゐるが、問題は元通側に信頼できる史料がないことであり、さらに湖陵町誌編纂委員会として発刊される刊行物に、どこまで私見を開陳して良いかの迷いがあつた。「史」と「誌」の違いにもこだわりがあつた。先生は、そうしたためらいを難なく払拭して、記述を進めよううながしていただいた。

逆に、厳しい指摘もいただいたことがある。先生は、一般向けの講演や執筆にも精力的に取り組まれたが、子供達に地域の歴史を語る活動にも労をいとわれなかつた。荘原小学校の地域学習では、新川鉄橋に残された機銃掃射の弾痕を現地に同行して実見させながら、海軍の建設した飛行場やその関連施設の跡とその大社基地への空襲という、身近にあつた戦争を語られてゐる。先生からは、戦後残されていた「桜花」の弾頭部を自分の目で見たと聞いたことがあつたので、子供達に伝えたい思いはひとしお強いものがあつたと思う。しかし先生は、あまり感情を込めずに客観的に話すように心がけてゐる、事実そのものに強いインパクトがあるのでから、と話されていた。

大社基地については、松江南高校の社会部（新聞社のようだが、部員達の関心を集めめたテーマを調査し共同研究する部活動）で調査し、成果をまとめた（松江南高校歴史学専攻卒業生会『史創』第三号）ことがあつた。それは玉湯町に造られた二つの水上機基地を対象とする共同研究の事前学習と予備調査とし

てであり、平成十四年に『島根県玉湯町の水上機基地について』にまとめて刊行した。今振り返ってみても、たつた一人の部員で、かなり完成度の高い調査研究に仕上げたものと思う。

その途中で、島根史学会で報告しないかというお誘いをいただいた。先生は平成十年に島根史学会の会長に就任されていたし、前述のような、次世代に戦争を語り継ぎたいとする先生のご希望にそえるものと評価していただいたからか、そのあたりのいきさつや背景は不明である。いずれにしろ、高校生に定期大会での報告を委ねるという決断には、運営委員会で恐らくひと議論あつたことであろう。ところが、このお誘いを持ちかけると、部員達はたいしてためらうこともなく引き受けますと回答してきた。むしろ、集中講義のために島根大学に招聘された専門家の講演や、県内外の研究者が長年の研究成果を発表される定期大会での報告ということで、顧問の私の方が気後れしたものであつた。

松江南高校社会部は、島根県民会館での平成十二年度島根史学会定期大会で、「大社基地について」のテーマで報告をした。基地周辺に残る魚雷格納（調整）壕の内部に入つて計測した実測図や、基地建設当時の記憶を付近にお住まいの方々に訪ねて回った聞き取り調査の成果などの他は、玉湯町の水上機基地の調査のための事前学習という位置づけだつたから、概ね故陰山慶一氏の『今甦る山陰海軍航空隊 大社基地』という先行研究の成果に依存した内容であつた。

ただ、新川鉄橋に残されている弾痕と同じ七月二十八日には、玉湯川河口部の湯町にあつた水上機基地も空襲を受けて二十五

名が戦死されているし、列車も布志名で銃撃を受けているので、当然この事実にも触ることになった。その際、報告者は「敵機は…」「敵機の銃撃で…」などと、日本側にたつて「敵機」という言葉を使って説明した。報告後直ちに先生は、「敵機ではなく「アメリカ軍機」とか「海軍機」というべきであると指摘された。史実に対しても客観的であれとする先生の基本姿勢の表れであると共に、無自覚な私に対する叱正であつた。

骨太な先達が逝かれた。喪失感が大きすぎ、今はただご冥福をお祈りするのみである。

## 池橋先生との想い出

内田文恵

先生はいつも姿勢よく、ニコニコとして島根県立図書館の郷土資料コーナーの部屋に入つてこられました。

私が郷土資料担当になつた昭和四十七年（一九七二）の郷土資料コーナーの場所は、二階の開架図書が並ぶ部屋の東奥でしたから、入口階段を上つて一番遠くの奥隅にありました。その頃、先生とお知り合いになり、それから約半世紀五十年余の年月が流れました。

私は、平成十七年（二〇〇五）、松江工業高校へ転勤し、その後、松江市史編纂に携わりましたので、近年の先生とお会いすることなく急な訃報を聞き、お別れをしてしまいました。きつ

と先生は亡くなられる直前まで図書館へは行つておられたのではないでしょうか。

私の県立図書館勤務中、先生には様々な事を教えていただきと共に、貴重な史料が図書館の蔵書になる手助けもしていただきました。

その貴重な史料とは、西田千太郎の日記です。旧制松江中学校勤務中の小泉八雲のよき理解者であり同僚であり、友人となつた西田千太郎の日記が県立図書館に入つたことです。所蔵されていた西田敬三氏と図書館との間の困難な仲介をしていただきました。そして、先生の力によつて原書が活字となり『西田千太郎日記』『島根郷土資料刊行会編 島根郷土資料刊行会発行 昭和五十一（一九七六）』「西田千太郎蔵書について」（研究紀要 第十三・十四合併号（一九七六・一九七七年）島根県立松江北高等学校編 島根県立松江北高等学校 昭和五十二年（一九七七）三月）が解説・注を付して出版されました。それは小泉八雲研究には欠かせぬ第一史料となつたのです。

先生は、西田千太郎の日記をお読みになりつつ、小泉八雲が松江に赴任した明治二十三年（一八九〇）時から一年三ヶ月後、松江を去つたその後のこととも山陰新聞・松陽新聞などの地元新聞を閲覧され、八雲関係の記事を抽出し、八雲と夫人セツとの結婚の時期を特定され発表されました。「ヘルンとセツの結婚」（山陰史談 第八号）山陰歴史研究会発行 昭和四十九（一九七四）その時、セツが結婚前（妾）と新聞に記載されていた事から、明治初年当時松江の人々がセツをどう見ていたか、時代背景と共にお話しいただいことは興味深いことでした。新聞を

閲覧されるのにマイクロフィルムを使わなければならず、目を酷使し、随分忍耐のいる作業だつたと思います。

同じく明治初年、二葉亭四迷が父の赴任地松江に住んでいたことを教えていただき、その発表論文もいただきました。

「二葉亭四迷の松江時代」（日本文学一九七四年十一月号）日本文学協会刊 昭和四十九年（一九七四）これは、現在は島根県公文書センターに移管されたのですが、明治初年の島根県行政資料の中にある、「官員履歴」から発見されたことでした。引用や参考にする文献、史料は注意して使わなくてはならない、安意に「まごびき」と思われる文献から引用してはいけない。歴史を学び、記述する者は、第一史料、原典、原書、原文書・史料を自分で探し出し、確かめ、吟味して使うことが、後の人への責任なのだと先生は言されました。

このことは、図書館勤務になつた早々に、今は亡き桜木保先生の助手として古文書・古記録・文献の分類整理にあたつたときには折に触れて言われたことでした。今の（昭和四十）五十年（ころ）島根県では基本史料を所蔵しておくるのは県立図書館だけであり、さらに文書館のない県では古文書・古記録を収集して第一史料として扱うのが、今の図書館司書の役目だともいわれました。

そこから敷衍すると司書のレファレンスによる利用者への文献提供も、信頼がおける記述による資料であるかどうかを見分ける力を学ばなければならない、ということへも繋がる事象だつたのです。この姿勢は当時の速水保孝館長、資料課長であつた藤岡大拙先生や、亡くなられた藤澤秀晴先生などからも教えら

れました。

池橋先生は、現地に出向き、精査し調査する歩きの先生でもありました。先生が若き三十歳代の頃でしょうか、確か一歳違いであつた友人（盟友であつたかもしません）の藤澤先生と江戸へ続く出雲街道を歩く旅をされました。お二人共に高校教員という職の合間に休暇を使つての道発見の旅でした。それをお二人は、島根新聞紙上で相次いで発表されています。

「出雲街道の歴史をたずねて—雪の四十曲峠を越える」 1  
～6 島根新聞 昭和四十年（一九六五）二月二十日～二月二十六日】

「追補 出雲街道の歴史をたずねて（上・中・下） 島根新聞 昭和四十年（一九六五）三月十五日～三月十七日】

「追補 出雲街道の歴史をたずねて 歴史の厚味」 島根新聞 昭和四十年（一九六五）三月十九日】

「庶民の道大名の道—伯州 根雨までの出雲街道」 島根新聞 昭和四十七年（一九七二）】

「四十曲峠」 山陰中央新報 昭和五十四年（一九七九）】

これは池橋先生が後に島根県の道の調査の責任者として活動されることになる前兆だつたのかしれません。

私も道の調査をされているとき、伯耆に入つてから出雲街道をたどる道に参加したことがありました。米子を過ぎ江尾宿から溝口・二部・根雨の一宿ごとに車を止め、鰻を上方へ運ぶ時に一宿する宿場には、鰻を入れておく池が残つてゐるその池を

教えてもらうなど、各宿場の特徴を解説していただきながら、根雨の宿から板井原を過ぎ、いよいよ難所の四十曲峠越えのトンネル前に着きました。ここで引き返すことになりましたけれど、少しだけ江戸時代の道である、誰も通らない草木の繁る山道を登つてみることになりました。

今はトンネルになつてゐる上の山脈を越えた藩主をはじめとした旅人の心境で道を登りました。その道は確かに曲がりながら登る坂道で、道幅も一人二人が通るくらいの狭い幅で顔や足元を触る草木を払いながら、それでも頂上近くまで行けました。ここから降りると美作新庄です。駕籠に乗る人もさすがに降りなければ、体がずつてしまいそうな坂道、曲がり道の峠越えだったこと、だろうと思う難所の峠でした。

トンネル南側少し下がつた所に道がありました。それは峠越えより楽な道のようでした。この道は明治十八年（一八八五）主に軍隊通過のために設置された道だそうです、しかし今までの山越え道より楽な道でしたが、昭和三年（一九二八）伯備線の開通で衰微し、昭和四十三年（一九六八）に国道一八一号線のトンネルが開通してからは、雑木のおおうすつかり忘れられた道になつてしまつたそうです。このようなお話を聞きながらたどつた道の思い出は、外に古代の道と「古代出雲の道—探訪トーケク&ウォーカー 萩川町教育委員会編刊 平成十三年（一〇〇一）三月」、銀山の道がありました。銀山の道は大森から温泉津へ通じる道で、銀を運ぶため整備された道だつたとわずかに残つていたその旧道を案内していただきました。

「銀山街道—やなしお道」 邑智町教育委員会編 —島根県

川本農林振興センター刊 平成十三年（二〇〇一）三月

このように何事も実証的に確認され論文、著述を書かれる先生の文献は信頼度の高い資料として、図書館で利用者に提供することができるものでした。

先生は郷土史研究第一人者としての著述執筆の史料は、この他に数多くありますが、殊の外、私が大変驚き感銘を受けて読ませていただいたのは、ジョンロックの研究論文と清教徒革命の論文でした。「ジョンロックにおける神をめぐつて」（研究紀要 第二十六号）島根県高等学校教育研究連合会編刊 平成二年（一九九〇）三月」「清教徒革命と名誉革命のあいだ」（研究紀要 第二号）島根県立出雲高等学校編 島根県立出雲高等学校（平成二年（一九九〇）三月）おそらく英文原書も読まれてお書きになつたのだろうと思われる論文でした。歴史、その中でも郷土島根の歴史の発掘に大半をささげられながら、このような思想的な研究、著述にも深い思いを持つて取り組んでおられたことは忘れられない池橋先生の思い出です。先生の残された多くの著述はこれからも読まれ、利用され続けることでしょう。



## 池橋達雄先生との思い出

多久田 友秀

本年二月一三日、池橋達雄先生がご逝去なされました。この日の夕刻、ご息女様より自宅へ電話でご連絡をいただき、しばし呆然として事態が呑み込めないでおりました。またお訪ねしようと思っていた矢先のことで、お会いする機会を先延ばしにしていたことが、本当に悔やまれました。今はただ、学恩を受けた者の一人として、先生との思い出を綴らせていただきたく存じます。

私が先生と初めて出会いましたのは、昭和六二年（一九八七）の出雲高校に在学中のことでした。高校二年生で世界史を履修すると、その教科担任が池橋先生でした。高校時代で先生について印象に残つていることの一つに、新聞部の活動に熱心に取り組んでおられたことが挙げられます。一時期、部員がいなくなつて廃部の危機にあつたのですが、先生ご自身が部員集めをなさつていました。勧誘にあたつて生徒を前に、新聞部は伝統ある部活動であり、取材して自分で見極め、記事を書いて伝えることの大切さを語りかけられたのでした。結局、私自身が入部することはありませんでしたが、上級生がいないなかで手ほどきを受けた素人部員（全員女子生徒だったと記憶しています）によつて、新聞部は息を吹き返したのでした。

その後、私は関西大学文学部に進学して、日本近世史を専攻しました。四年生になり、教育実習で再び出雲高校へ行くと、

そこには退職後に非常勤講師としてお勤めの池橋先生がいらっしゃいました。大学時代に『斐川町史』をはじめ、いくつかの先生の著述を読ませていただいており、歴史研究者のお一人として認識しておりました。思いがけない再会であり、実習の終了間際になつて思い切つて、近世の出雲大社の社領と在地社会の関係について卒業論文を書こうとしていることなどを話させていただきました。すると、先生からは「面白そうですね。ゆつくり家に話しに来てください。」と言つていただきました。そして、先生のお知り合いの大社町の旧上官家の中雄将先生や大社領の庄屋家であつた斐川町の佐藤嘉紀さんを紹介していただきたいのでした。ただ、結局、そのような貴重なご縁を生かすことができず、卒論は全く不十分なものに終わつてしましました。それでも先生からは「これがスタートですよ。」と言つていただいたことを今でも覚えています。

大学院に進学してからも帰省のたびに先生をお訪ねしました。その後、『宍道町史』の編纂が始まるのにあたつて宍道町に勤務するようになり、近くに居るのをよいことに、事あるごとにご自宅に伺わせていただきました。先生は常にいくつかの原稿を執筆されており、講演もこなしておられました。このような生活を生涯にわたつて続けられたことは、皆さまご存知の通りです。ご自宅をお訪ねするたびに、取りかかつておられた研究の成果を聞かせていただき、話は膨らんで楽しい時間を過ごしました。奥様には気をつかつていただき、お昼ごはんをごちそうになつたことも一度や二度ではありませんでした。宍道町には五年間ほど勤務しましたが、一身上の都合で別の

仕事に変わることになりました。町史編纂は続いていましたが、途中で抜けることになり、新しい仕事は歴史研究とは無関係なものでした。多方面にご迷惑をおかけして、正直、もうこれ以上は歴史に関わることはないと思つていました。先生はこうした私の状況を気にかけて下さり、それまでと変わらずお付き合いくださいました。この時期、大学の恩師である藪田貫先生と大学院時代のメンバーとともに、毎年大社町鷺浦で古文書調査を行つていきました。ここでの知見などが、わずかに私ができる話でしたが、池橋先生はいつも興味深く聞いて下さり、ぜひ続けて成果を出すようにと励まして下さいました。

そんな時、思いがけず『大社町史』の編纂で近世分野の執筆者になるよう声をかけていただいたのでした。『大社町史』はすでに、通史編上巻・下巻と史料編（古代・中世・民俗・考古資料）が刊行されていましたが、未刊であつた近世・近現代を中巻として刊行するため、平成一四年（二〇〇二）より井上寛司先生を編集委員長として、編纂が再開されたのでした。史料を収集・分析して歴史研究の成果に立つて編集・執筆を進めるという方針ですすめられましたが、研究者の人員構成などから全体的に出雲大社に関する歴史記述が中心になつていつた感がありました。こうした中でも池橋先生は、頑として妥協することなく、自治体史として村浦を含めた「地域の歴史を執筆する」という在り方を主張され続けたのでした。私にとって自治体史の執筆は初めての経験でしたが、扱いやすいテーマを設定していただき、本業をこなしながら、隙間の時間でどうにか仕上げることができました。

『大社町史』中巻の刊行後、小林准士先生から『松江市史』近世編の執筆についてお誘いをいただきました。小林先生とは『宍道町史』の編纂時に事務方として関わらせていただいたのですが、『大社町史』を執筆したことでの再び一緒に仕事をさせていただきました機会を得たのでした。平成二七年（二〇一五）一〇月には、池橋先生のご推薦により出雲市文化財保護審議会の委員を引き継がせていただきました。

池橋先生に直接、最後にお会いしたのは昨年の一月のことでした。先生のご自宅をお訪ねして、平和学習で大社基地のことをお小学生たちに話されたことをお聞きしました。戦争をめぐる歴史の解説は、先生にとつてのライ发挥作用でした。この日、先生は次のようなことをおっしゃいました。「いま、毎晩、寝る前に津田左右吉の書いたものを読んでいるんです。津田はいろいろと古代史の研究を残しているわけですが、確かに今の研究水準からすれば不十分さや誤りもあります。それでも史料をふまえて実証的な研究をしようとしていて、今の我々にとつては当たり前の研究姿勢だと感じます。なぜ、これが戦前には問題視され、攻撃されたんでしようね。研究として当たり前のことをできなかつた時代があつたんですね。」と。今、先生の言葉の重みを、現実のこの社会が直面している状況への危惧とともに感じざるを得ません。

歴史研究者として、常に誠実に研究に向き合っていました。そして、身を挺して行動され、いつも後進を励まし続けられた教育者でありました。私にとって先生は常に心強い先達でした。今はただ、深い感謝とともに御冥福をお祈りいたします。



## 島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができます。

一、原稿投稿は、隨時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うことを原則とします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力を願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。  
一、「島根史学会会報」は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

## 編集後記

本年二月一三日、本会元会長の池橋達雄先生がご逝去されました。先生が地域の教育・研究に遺された多岐にわたる足跡とお人柄を偲び、本号には追悼特集を掲載いたしました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

昨年来の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本会は本年二月二七日・三月二〇日の二度にわたり、オンライン形式による大会を開催いたしました。本号に掲載した斎藤一氏の論文も、その大会における研究報告の成果をまとめられたものです。あわせて、松江市豊町の正源寺所蔵「御文」を手がかりとして、中世末く近世初期の出雲国における浄土真宗の動向に触れた鳥谷芳雄氏の資料紹介を掲載いたしました。

すでに会員の皆様にもご案内申し上げていますように、本年三月より、本会は「島根考古学会」および「戦後史会議・松江」と連携し、破壊の危機に瀕している「大社基地遺跡群」の調査・研究を進めています。「大社基地遺跡群」は、池橋元会長が生前その保存・活用の必要性を強く訴えられてきた戦争遺跡の一つです。引き続き皆様のご理解とご支援をたまわりますよう、よろしくお願いいたします。

（編集担当）

「島根史学会会報」 第五九号 二〇二一年七月三十一日発行  
編集・発行 島根史学会（会長・竹永三男）  
(〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇)

振替口座 松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会  
印 刷 (有)松本印刷 電 話 (〇八五二) 三二一六一九一  
電 話 (〇八五二) 五四一一二〇八

【事務局・編集担当】

〒六九〇一八五〇四

島根大学教育学部 長谷川博史

電話 (〇八五二) 一三三一六二八三  
E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp